

ずっと笑顔で 生きがいを感じる まちづくり

2-1

ひとにやさしく健康で安らげるまち になると

- (1) 人権
- (2) 男女共同参画
- (3) 地域福祉
- (4) 高齢者福祉
- (5) 障がい者福祉
- (6) 低所得者福祉
- (7) 保健・医療
- (8) 社会保障
 - ① 国民健康保険
 - ② 後期高齢者医療保険
 - ③ 介護保険
 - ④ 国民年金

2-2

子どもたちの笑顔と歓声が聞こえるまち になると

- (1) 子どものまち
- (2) 児童福祉
- (3) ひとり親家庭等の福祉

2-3

たくましく生きる力を育むまち になると

- (1) 教育行政
- (2) 学校教育
 - ① 幼稚園教育
 - ② 義務教育
- (3) 大学連携

2-4

生きがいあふれるまち になると

- (1) 生涯学習
- (2) 図書館
- (3) スポーツ・レクリエーション
- (4) 文化振興

(1)人権

01 人権の尊重

～一人ひとりを大切にするまち～

現況と課題

- 1 だれもが安心して生きがいのある生活ができる平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりの基本的人権が尊重されることが必要です。しかしながら、同和問題をはじめとした人権に関わる諸問題が厳存するなど多くの課題が残されています。
- 2 本市の同和問題は、これまでの取り組みにより、事業面の整備については地区内外の格差は是正されてきています。しかしながら、大学などへの進学率をはじめとする教育問題やこれと密接に関連した不安定就労問題などの格差がなお存在するなか、高度情報化社会におけるインターネットやSNS等を利用した差別書き込みなど新たな課題も生じており、教育・啓発の分野ではまだ課題が残っています。人権セミナーの開催などにおいても引き続き同和問題の解決を人権問題の重要な柱としてとらえ、人権の尊重されるまちづくりに取り組んでいます。
- 3 本市の人権推進は、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国及び県の「人権教育・啓発に関する基本計画」、本市の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方向を示す「鳴門市人権条例」、「教育振興計画」などをふまえながら、市民との協働により、すべての基本的人権が尊重される地域社会の実現に向けた取り組みを進めています。近年ではインターネットや携帯電話などSNS等の情報化社会による新たな人権侵害や部落差別をはじめ、さまざまな差別を助長する書き込み等が増加傾向にあり、変化する社会情勢に応じた取り組みが求められています。
- 4 隣保館である人権福祉センター・川崎会館は、人権の尊重されるまちづくりを進める拠点施設としての役割とともに、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割が求められています。基本的な事業を中心に実施してきた隣保館事業については、地域住民のニーズを的確に把握し、地域に開かれたコミュニティセンターとしての新しい事業を、国や県の各種補助制度を最大限活用して展開するとともに、効率的な事業運営を図る必要があります。また、公共施設の効率的な運用の観点から、隣保館のあるべき管理・運営形態について、隣保館運営審議会で調査・審議を行い、答申をふまえた耐震化や事業の実施・館の運営を行う必要があります。
- 5 学校人権教育においては、人権を尊重する態度や行動を育成するため、「徳島県人権教育推進方針」「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」などをふまえ、知的理解の深化と人権感覚の育成を図る人権学習に取り組むとともに、教職員研修を充実させ、全教職員が一体となった人権教育を推進しています。また、毎年、鳴門市人権教育研究大会を開催し、保育所、幼稚園、小・中学校の公開授業（保育）や学校教育・社会教育の分科会研究討議などを行い、人権教育の実践的研究を深め、人権教育の改善・充実を図る取り組みを推進しています。

今後は、学校（園）を核とした、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育をより一層推進し、地域ぐるみ、市民ぐるみで同和問題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に努める必要があります。

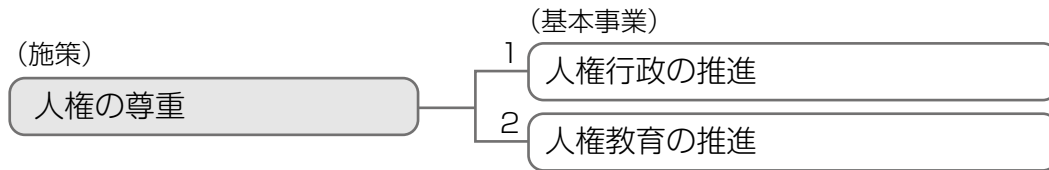
- 6 社会人権教育においては、すべての市民が、人権問題の重要な課題として同和問題について正しく認識し、自らの課題として完全解決のために行動することをめざして、これまでの同和教育の成果や手法を活かした人権教育の構築を図り、講演会、研修会を開催するとともに、各種学級・講座や社会教育関係団体、各種機関・団体、企業などで学習活動を推進しています。また、鳴門市人権教育推進協議会及び市内13地区に組織されている地区人権教育推進協議会や企業部会への活動を支援する他、同和問題解決への取り組みを通して市民の人権意識の高揚を図り、すべての差別をなくすための実践活動の充実や活発化に努めており、今後もこれらの取り組みを一層充実・強化していく必要があります。
- 7 人権地域フォーラムをはじめとする啓発事業の実施については、市公式ウェブサイトなどの活用により広く周知しており、研修内容についてはケーブルテレビや広報などを通じて幅広く紹介することにより、市民一人ひとりの人権意識を高めるための取り組みを進めています。今後はその意識が人権を尊重する行動につながるような啓発手法を創り上げることが求められています。人権行政を推進していくなかで、行政・鳴門市人権教育推進協議会・地区人権教育推進協議会・企業部会などが協働し、人権啓発をより効果的・組織的に実施していくことが必要です。

基本方針

人権尊重社会の実現に向けて、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などのさまざまな人権問題に対し、基本的人権の尊重という普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチにより、あらゆる差別解消に向けた人権教育・啓発の取り組みを市民と一体となって積極的に推進します。隣保館については、人権行政の拠点だけでなく、地域社会全体に開かれたコミュニティセンターとして活用できるように、耐震化や管理運営の効率化・充実を図ります。

学校人権教育においては、人権教育の改善・充実を図り、人権尊重の態度や行動を育成し、同和問題をはじめさまざまな人権問題を解決する確かな人権教育を推進します。また、社会人権教育においても、すべての市民がさまざまな人権問題を解決する意欲と実践力を高められるよう、学習内容・手法の改善・充実及び学習機会と場の拡充を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 人権行政の推進

(1)人権意識の高揚

すべての市民が、あらゆる人権問題に対し、正しい理解と認識を深め人権を尊重する行動をとることができるよう、啓発冊子の作成・配布や、人権セミナー・人権地域フォーラム・ヒューマンライツメッセージなどの実施など、あらゆる機会を通して効果的かつ継続的に啓発事業などのさまざまな施策を推進します。

(2)人権相談体制の充実

- ①法務局や人権擁護委員との連携を強化し、人権相談日の開設や電話による人権相談を実施するなど、人権擁護活動の充実を図ります。
- ②インターネットや携帯電話などSNS等による人権侵害が新たな社会問題として増加していることから、モニタリングの実施やインターネットによる人権侵害情報提供窓口を設置し、関係機関との連携により人権侵害の解消に努めます。

(3)隣保館の効率的な運営と活用

- ①隣保館である人権福祉センター・川崎会館については、人権行政の拠点としての役割を担いつつ、地域社会全体に開かれたコミュニティセンターとしてさらなる活用を図ります。
- ②人権啓発を図る人権文化祭など広く人権に係る事業を総合的に実施するとともに、生活相談や女性のためのカウンセリングなどをはじめとする各種相談事業や周辺地域・大学生等と地域住民の交流事業、地域住民のニーズや課題解決に応じた地域福祉事業などを展開していきます。
- ③災害時の避難所となっている隣保館の耐震化を進めるとともに、公共施設の効率的な運用の観点から、隣保館運営審議会にて調査・審議を行い、隣保館のあるべき管理・運営形態について、答申をふまえた改善・充実を図ります。

2 人権教育の推進

(1)学校人権教育の推進

- ①人権教育の推進者としての教職員の資質向上を図るため、教職員研修を充実させ、全教職員が一体となった人権教育を推進します。
- ②「徳島県人権教育推進方針」「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」等の知見をふまえ、知的理解の深化と人権感覚の育成を図るため「体験を通じた学習」を重視した人権学習に取り組み、人権を尊重する行動がとれる力の育成を図ります。

- ③同和教育の成果や手法等への評価をふまえ、人権教育のさらなる改善・充実を図ります。
- ④校種間の連携を密にし、研修や情報交換を行い、発達段階をふまえ、地域の実情に応じた系統的な人権教育の推進を図るとともに、地域の資源を活用した授業・教材づくりに努めます。

(2)差別の現実から学ぶ

具体的な個人権課題の学習を進めるにあたって、人権問題に関する知識を得るだけでなく、それぞれの人権課題に関わる当事者等の思いや願いの理解を深める人権教育の創造を図ります。

(3)一人ひとりを大切にする教育の充実

「自分も大切 他の人も大切」の価値観を子どもたち一人ひとりに育み、自己実現・人間関係（仲間づくり）・共生の視点から一人ひとりを大切にする教育の充実を図ります。

(4)学校・家庭・地域社会との連携

- ①学校における人権教育を家庭、地域に向けて情報発信し、家庭、地域の人権教育に対する理解を深め、地域の教育力の向上に努めます。
- ②学校を核として学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を推進し、人権を基盤とした学校づくり、地域づくりに努めます。

(5)社会人権教育の推進

- ①社会教育関係の指導者や職員の研修を充実し、指導体制の強化に努めます。
- ②各種学級・講座、団体・機関、企業などでの同和問題をはじめとするさまざまな人権問題学習の推進、系統的・継続的学習の機会と場の拡充を図り、視聴覚教材や資料の充実など、魅力ある学習内容・手法の創造・充実を図ります。
- ③鳴門市人権教育推進協議会や地区人権教育推進協議会、企業部会の活動支援に努めるとともに、「鳴門市人権教育推進強調月間」における啓発活動をはじめ、各種講演会、啓発パンフレット等の作成と配布など、あらゆる機会と場をとらえて、市民一人ひとりの人権意識の高揚、啓発活動の推進・充実に努めます。



人権地域フォーラム



ヒューマンライツメッセージなると

後期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

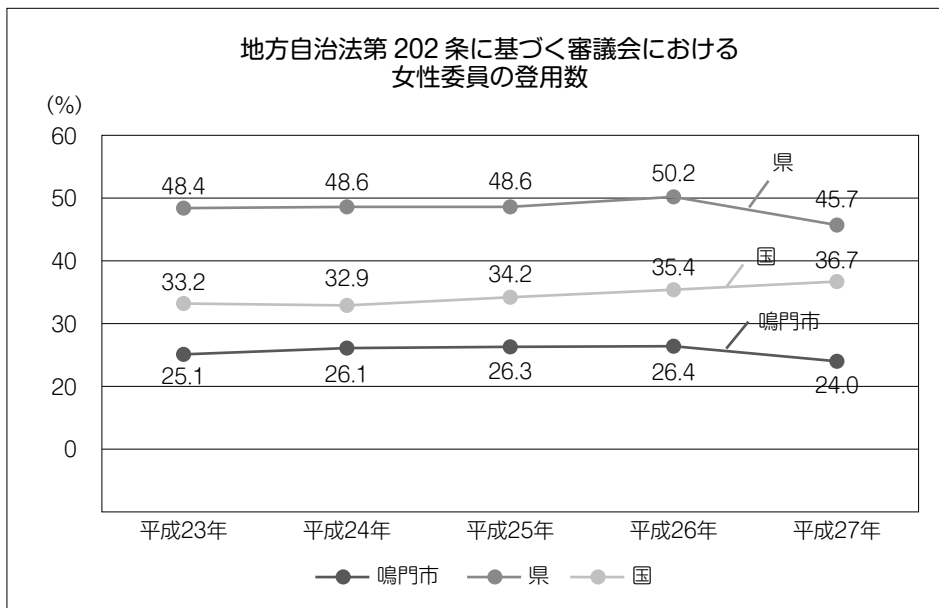
(2)男女共同参画

02 男女共同参画社会の実現

～お互いを認め合うまち～

現況と課題

- 1 昭和50年(1975年)の国際婦人年以降、女性の地位向上に向けた活動が展開され、我が国でも男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題とした男女共同参画社会基本法が公布・施行され、日本における男女平等への環境整備は大きく前進しました。しかし、今なお女性の政策決定の場への参画は不十分であり、職場・地域・家庭においても、女性が不利益な扱いを受ける性別役割分担意識が根強く残っています。
- 2 本市では、平成13年(2001年)3月に「鳴門パートナーシッププラン」を、平成23年(2011年)3月には、新たにDV*防止基本計画を包含した「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」を策定し、プランに基づき時代に即応した施策を積極的に展開することにより、男女共同参画社会の構築に努めています。また、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成するため、平成24年(2012年)2月には「男女共同参画宣言都市」を宣言し、平成27年(2015年)には「男女共同参画推進条例」を公布・施行しました。今後、この条例の周知啓発を行いながら、男女共同参画の推進に取り組んでいきます。
- 3 男女共同参画社会の実現には、男女平等への意識改革が重要であり、男女共同参画セミナーや広報、職員による学校や地域への出前講座、パンフレット作成・配付等により積極的に啓発活動を行っています。また、政策形成・意思決定の場への男女共同参画は21世紀社会の基盤となるものです。本市では、政策決定の場への女性の参画を促進するため、審議会委員などの女性委員登用比率について、平成22年(2010年)までに40%達成をめざしていましたが、目標達成には至りませんでした。以後も目標値を維持し、女性委員が登用されていない審議会等の解消に努めています。そのためには、女性の活躍の場を広げ、あらゆる分野への参画の基礎となる自立をめざした能力開発を促進し、人材の育成と発掘を進めることが必要です。さらに、女性の基本的な人権の侵害となるDV(ドメスティック・バイオレンス)やセクハラ(セクシュアル・ハラスメント)など、女性に対するあらゆる暴力の根絶と救済支援のため、関係機関との連携システムを拡充し、女性相談など相談業務の充実が求められています。こうした課題を克服するため、鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ中間報告(後期計画)により推進されている施策の進捗状況を把握し、より一層の施策展開に取り組む必要があります。
- 4 DV被害者の一層の早期発見と救済支援につなげるため、平成23年(2011年)度より、女性支援センター『ぱぁとなー』を「女性子ども支援センター」に拡充し、新たに家庭児童相談員を配置しました。学校等の関係機関との連携を強化し、DV・児童虐待の防止啓発に努めるとともに、DV被害者とその子どもへの迅速かつ円滑な支援の推進により、ここに寄り添うワンストップ支援を遂行し、DV被害者の経済的・精神的自立までをサポートすることが求められています。

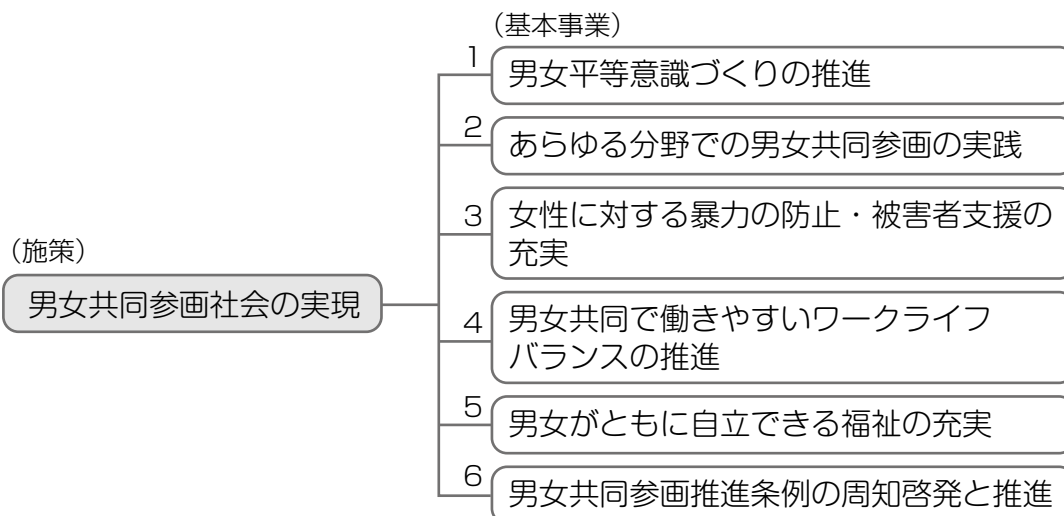


(資料：人権推進課「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」)

基本方針

男女共同参画社会基本法の理念のもと制定した男女共同参画推進条例に基づき、ジェンダーにとらわれず、男女が社会の対等な構成員として互いを認め合い、社会のあらゆる分野において自己の能力を最大限に発揮し、男女がともに利益も責任もわかちあえる社会づくりを推進します。また、女性の人権を侵害するDVの早期発見、救済及び予防啓発に努め、暴力を次世代に引き継がない環境づくりを推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 男女平等意識づくりの推進

男女共同参画の推進に向け、学校教育・社会教育・家庭教育・マスメディアの情報など、あらゆる場においてジェンダーにとらわれない視点の育成や啓発活動の推進に努めることにより、ジェンダーに縛られた見方や考え方を解消し、男女平等意識づくりを推進します。

2 あらゆる分野での男女共同参画の実践

- ①審議会などの委員、政策・方針決定等への女性の積極的参加を図るため、女性グループの活動促進や女性リーダーの育成により人材の発掘及び育成に努めます。また、社会活動への参加を推進し、男女の経済的・生活的自立をめざした能力開発の推進を行います。
- ②国際交流・国際的活動への男女平等参画を実践し、地球規模の視点に立つ公正な国際協力の拠点づくりを推進することで、男女共同参画社会の実現を図るための施策を推進します。
- ③家庭内での男女の対等な関係をもとに、男性と女性がともに家庭責任と地域づくりを担い、安心して育児や介護ができる環境づくりを推進します。
- ④防災分野における男女共同参画を推進し、男女双方の視点に配慮した災害に負けない安全・安心なまちづくりを進めます。

3 女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実

暴力を許さない社会づくりを推進するため、学校や地域で出前講座を実施し、意識変革やDV予防啓発、早期発見に努めます。女性子ども支援センター「ぱあとな一」を拠点としたワンストップ支援を遂行することでDV被害者の保護と救済支援体制を強化し、被害者の精神的・経済的自立までをサポートする体制づくりに努めます。

4 男女共同で働きやすいワークライフバランスの推進

仕事と生活の調和のとれた多様な働き方を推奨することにより、男女が心身ともに健康で働きやすい環境への視点に配慮した男女共同参画を進めます。

5 男女がともに自立できる福祉の充実

男女が互いを思いやり、困難な状況下でも自立した多様な生き方ができるよう、社会福祉の充実と一生涯の健康保障を図ります。

6 男女共同参画推進条例の周知啓発と推進

「男女共同参画推進条例」の周知に努め、各種計画の策定や政策の決定等に当たっては男女共同参画の視点を反映させ、あらゆる分野での施策を市民等との協働により着実に実行し、市民一人ひとりが男女共同参画を実感できるまちづくりを進めます。

(3)地域福祉

03 地域福祉の総合的推進

～みんなで支え合うまち～

現況と課題

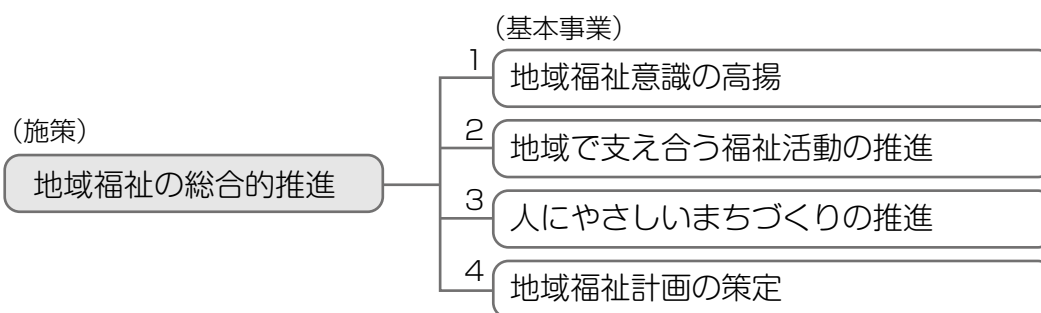
- 1 戦後の高度経済成長期を経て、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、現在我が国においては少子高齢化や貧困格差の拡大などを要因とする社会問題が顕著化してきています。また、こうした社会的環境によって周囲から取り残されていく人たちの問題が深刻化しており、本市においても、ひきこもりや自殺、DV、虐待等、人と人とのつながりの希薄化に端を発する新たな課題や、生活困窮世帯等の増加がみられます。これらの問題の解消には、社会保障制度を充実させることが不可欠であるとともに、一人の人間として存在価値が尊重され、自らの役割と居場所が認められる社会環境をつくりだしていくことが必要になってきています。
- 2 地域福祉を推進していくための市町村の役割については、平成20年（2008年）3月に発表された厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」で、従来の福祉にとらわれない総合的なコミュニティ施策の実施や、公的な福祉サービスの提供、地域福祉活動の基盤整備が挙げられています。ほかにも、住民の福祉を最終的に担保する主体として、また、住民との協働の相手方として、地域福祉の推進に必要な福祉サービスの運営や役割を担うことと提起されています。
- 3 社会福祉法において、地域住民自身が、“地域福祉の担い手”として明確に位置づけられ、より一層、住民参加による福祉のまちづくりが求められています。こうした活動を住民が行うには、地域住民が地域で住み続けられる環境が整っていることが前提です。地域経済の安定や、地域住民が定住できるための生活基盤の整備などハード面での地域づくりを進めながら、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認める『ソーシャル・インクルージョン*』に向けた取り組みを地域住民と共に進めていく必要があります。
- 4 福祉サービスを必要とする住民が、地域社会を構成する一員として主体的に日常生活を営むことができ、社会や経済、文化などさまざまな分野の活動に参加する機会をもつことができるようにするためには、地域住民や福祉活動団体、市民ボランティアなど地域に関わるすべての人たちと、行政や専門機関とが協働して、福祉サービスを必要としている人を支えていく地域福祉推進の仕組みづくりが求められます。こうした仕組みをつくり、計画的に取り組みを進めていくために、本市の実情に沿った「地域福祉計画」を、国の社会保障制度改革や市の各種計画との整合性を図りながら策定する必要があります。

基本方針

地域に暮らすすべての住民が、住み慣れた地域で、社会的に孤立したり排除されることなく、自らの潜在能力を発揮し、社会に参加することによって、互いにつながりあえる地域福祉のまちづくりをめざします。

また、こうした地域福祉を推進していくためには、住民自身が地域の生活課題や福祉課題を地域の問題として共有し、解決に向けた活動や実践につなげていく必要があるため、地域福祉に関する住民への意識啓発を図るとともに、市社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体など地域福祉活動を推進する団体等と協働し、不足する社会資源等の充実を図ります。さらに、住民自治を基軸とした地域福祉のまちを形成するため、福祉の施策全般を包括した地域福祉計画を、徹底した住民参加により策定し、住民と行政・市社会福祉協議会の協働と連携による地域福祉の推進体制を構築します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 地域福祉意識の高揚

(1) 地域福祉の意識啓発

身近な地域の住民一人ひとりが助け合い支え合う地域福祉に対する理解と意識を高め、福祉活動に積極的に参加するための意識の醸成を図りながら、協働による地域福祉を推進するための企画や啓発活動を推進します。

(2) ICF*視点での福祉教育実践の推進

福祉の実践・ボランティア活動の創造と、子どもや大人の学びが地域福祉に結びつくよう福祉教育の展開を図るとともに、社会的包摂や共生社会実現をめざすため、人それぞれに持っている「強み(ストレングス)」に着目し生活環境を考える ICF (国際生活機能分類) の視点を取り入れた福祉教育の実践を推進します。

2 地域で支え合う福祉活動の推進

(1) 社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動を推進するため、地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の活動

を支援するとともに、連携の強化を図ります。

(2) 民生委員児童委員の活動充実

地域における福祉活動の担い手である民生委員児童委員及び主任児童委員の研修を充実し、資質の向上を図るとともに、地域に密着した活動の活発化を図ります。

(3) ボランティア活動の促進

市民が積極的にボランティア活動に参加できるよう、啓発や情報提供に努めるとともに、福祉関係 NPO 法人などの活動を支援します。

3 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障がい者などが地域社会で安心して暮らせる環境づくりのため、誘導ブロックの設置、段差の解消、スロープの設置、障がい者用トイレの設置などバリアフリー*のまちづくりを進め、あわせて人にやさしいまちづくりについての市民の理解と協力を促進するための啓発を行います。

4 地域福祉計画の策定

現行の仕組みでは対応しきれていない地域の多様な生活課題に対応するために、地域福祉をこれからの福祉施策の重要な分野として位置付け、地域に密着した福祉サービスを計画化し、整備していきます。

また、計画において、住民と行政とが協働して、地域福祉を推進するための福祉サービスの整備や活動の開発、協働のルールづくりなどを構想し、計画化します。さらに、計画策定段階から住民参加を徹底することにより、住民の地域福祉に関する意識の醸成や、住民・地域・団体・市社協・市の相互の関係形成、地域の実情に即した地域福祉実践活動の創出などを図り、住民と行政が協働して「新たな支え合い」の仕組みをつくりだすとともに、計画策定後も市民、関係機関・団体、行政がともに計画の進行管理ができる体制の構築を図ります。

(4)高年齢者福祉

04 高年齢者福祉の推進

～いつまでも元気にいきいき暮らせるまち～

現況と課題

- 1 本市における65歳以上の高齢者は、平成23年(2011年)3月31日には16,196人で人口62,137人に占める割合(高齢化率)は26.1%でしたが、平成28年(2016年)3月31日現在、人口が59,694人と減少しているなか、高齢者数は18,790人と増加を続け、高齢化率は31.5%となっています。民生委員児童委員の平成27年(2015年)10月の調査で、一人暮らし高齢者は1,770人となっており、年齢別人口構成から今後も少子高齢化が進展することはほぼ確実で、一人暮らし高齢者や高齢者だけで構成される世帯の増加や、医療・介護・福祉ニーズの増大は避けられない状況となっています。
- 2 本市では3年ごとに「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉・介護を中心とした高齢者施策の在り方やサービスの整備、将来像などを示していますが、高齢化が一層進展する状況下、高齢者が自立した生活を尊厳をもって送ることができるよう支援するとともに、高齢者が自ら健康増進・介護予防・生きがいづくりなどに努め、他の高齢者の支援や地域社会の活性化のために主導的に活動することが求められています。
- 3 平成27年(2015年)度の介護保険制度改正により、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、地域ケア会議の実施や生活支援サービスの充実・強化など、地域包括ケアシステム*の構築に向けた制度の拡充が行われました。これらの取り組みは高齢者福祉の施策と密接に関連し合っており、相互に補完し合いながら高齢者施策を推進していかなければなりません。
- 4 総合的・包括的な高齢者支援の推進に向けては、行政組織だけでなく、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地区自治振興会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、婦人会などの各種団体、NPO法人*やボランティアグループなどの組織や地域住民の皆さんとの連携による取り組みが重要です。

■ 65歳以上人口の推移

(単位：人、%)

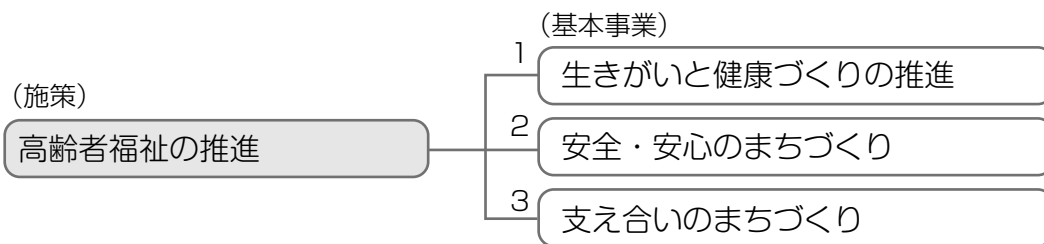
| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 64,575 | 64,923 | 64,620 | 63,200 | 61,513 | 59,101 |
| 65歳以上人口 | 9,954 | 12,140 | 13,991 | 15,124 | 16,323 | 18,448 |
| 総人口に占める比率 | 15.4 | 18.7 | 21.7 | 23.9 | 26.7 | 31.4 |
| ひとり暮らし高齢者(世帯) | 952 | 1,288 | 1,715 | 2,016 | 2,393 | 3,031 |

(資料：総務省「国勢調査」)

基本方針

高齢者一人ひとりが健康増進・介護予防に努め、生きがいを持ち、安全・安心に暮らせる地域社会の実現を図るとともに、市民全体で見守り支え合う体制の構築を図るため、3年ごとに策定する「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、保健・医療・福祉サービスなどの総合的かつ計画的な拡充に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 生きがいと健康づくりの推進

(1) 社会参加の促進

- ① シルバー大学・趣味の教室・シルバースポーツなど、生涯学習の活動の場の確保に努めるなど、高齢者が生きがいを持って日常生活を送れるように努めます。
- ② シルバー人材センターの活動支援や事業者に対する高齢者雇用の啓発に努めるなど、就労機会の拡充を図ります。

(2) 老人クラブの活性化

- ① 健康（ヘルス）・友愛（フレンドシップ）・奉仕（サービス）の老人クラブ全国三大運動を軸に、老人クラブ連合会及び単位クラブの活動活性化の支援を行います。
- ② 専門委員会や介護予防リーダーの活動の活性化、単位クラブによる介護予防事業への参画、交通安全・防災・防火、多世代交流などの多岐にわたる活動推進を支援します。

(3) 健康づくりと自立支援・閉じこもり予防の推進

- ① 介護保険の地域支援事業と連動して、高齢者の健康増進・介護予防を図り、自立した生活を営めるよう支援します。
- ② 市内のバス路線を利用する高齢者に対し無料バス優待券を交付することにより、交通弱者である高齢者の移動手段の維持・確保に努めます。

(4) 高齢者用施設の活用

高齢者が生きがいを持って社会参加や交流活動を行なえるよう、老人憩いの家、老人趣味の作業室などの有効活用を努めます。

2 安全・安心のまちづくり

(1) 居住環境の向上

公共施設のバリアフリー*化などをはじめとしたユニバーサルデザイン*のまちづくり

を推進し、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる環境整備に努めます。

(2)高齢者の住宅の確保

低所得高齢者などの市営住宅への優先入居制度や徳島県居住支援協議会住宅情報検索システムなどを活用した、高齢者の住宅確保支援を行います。また、民間企業によるサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の住まいづくりなどに関する情報提供に努めます。

(3)防災対策の推進

地区自治振興会、婦人会、消防分団などと連携した自主防災会の整備・活用を推進するとともに、鳴門市避難支援プランに基づいた個別計画を策定し支援に努めます。

3 支え合いのまちづくり

(1)在宅福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。

(2)施設福祉サービスの適正実施

市内外において、高齢者福祉施設サービスの適正実施と有効活用、地域に開かれた運営に努めます。

(3)高齢者見守りネットワークの構築、活用

基幹型地域包括支援センターを核として、市内5か所の包括支援センター、民生委員児童委員、老人クラブ連合会、地区自治振興会、社会福祉協議会、その他団体、民間協力機関などと連携した高齢者の見守り強化に努めます。

(5)障がい者福祉

05 障がい者福祉の推進

～だれもが自立して社会に参加できるまち～

現況と課題

1 障がい者福祉の分野においては、平成25年(2013年)4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。同法は、障がい者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去を基本理念として、従来の障がい者の範囲に難病等を加えるとともに、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す「障害支援区分」の創設等により、障害福祉サービスの充実及びサービス基盤の計画的整備について規定しています。

また、平成23年(2011年)に「(改正)障害者基本法」、平成24年(2012年)に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成25年(2013年)に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」、平成28年(2016年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「改正発達障害者支援法」がそれぞれ施行されたこととともない、障がい者等の個性と人格の尊厳を重視した、障がい者福祉施策を推進していくことが求められています。

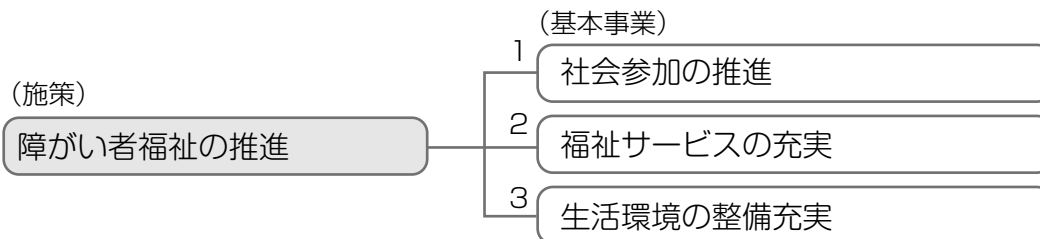
2 本市においては、平成24年(2012年)3月に障がい者施策に関する基本的な計画である「第2次障害者計画」、平成27年(2015年)3月に障害福祉サービスの事業量やその確保策について規定した「第4期鳴門市障害福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進に努めているところです。平成30年(2018年)以降については、次期計画である「第3次鳴門市障害者計画」及び「第5期鳴門市障害福祉計画」に沿った障がい者施策に取り組めます。

3 さらに、平成30年(2018年)に「障害者総合支援法」の一部改正、「障害者差別解消法」についても施行後3年を目処に見直しが予定されており、今後、障がい者施策の動向に応じ、柔軟な障がい者支援が必要となります。

基本方針

市民がお互いの個性と人格を尊重しあい、地域社会でいきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざして、障がい者が地域社会の中で自立するとともに、積極的に社会参加できるよう、「鳴門市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、地域・関係機関・行政が一体となって、社会参加の促進や、福祉サービスの充実、生活環境の整備充実などを総合的に推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 社会参加の促進

(1)啓発・広報の充実

- ①市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに地域で生きる社会の実現をめざして、広報や市公式ウェブサイトなどを活用し広報・啓発に努め、障がい者に関する正しい理解と認識を促進します。
- ②障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び障がい者等への合理的配慮の促進について、民間事業者に対しさまざまな機会を通じ啓発活動に努めます。

(2)地域生活支援の促進

- ①障がい者の社会参加の促進を図るため、リフト付きワゴン車の活用や移動支援、コミュニケーション支援などを進めるとともに、利用者同士が交流の場や憩いの場としても活用できる地域活動支援センターの利用を促進します。
- ②NPO 法人*などとの連携を強化し、ボランティア活動など、障がい者が社会参加できる機会の拡充に努めます。

(3)雇用・就労支援の充実

障がい者のニーズに応じて支援できるよう、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携強化を図り、雇用促進に向けたネットワークを構築し、情報の収集と提供に努めるとともに、就労の場の確保など就労支援を進めます。また、一般就労に移行した障がい者が職場に定着できるよう、就労定着に向けた支援に努めます。

(4)文化・スポーツ活動の振興

文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて障がい者の社会参加を促進するとともに、機能訓練、心と体の健康維持増進に役立てます。また、各種スポーツ教室や障がい者スポーツ・レクリエーション大会などの開催に努めます。

(5)意思決定支援、権利擁護支援の促進

障がい者が自らの意思が適切に反映された地域生活を実現できるよう、障がい者の意思決定支援に取り組むとともに、権利を擁護するための成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及・啓発を推進することにより、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。

2 福祉サービスの充実

(1)生活の安定

自立支援医療の給付、重度心身障害者等医療費の助成、各種所得保障制度などの利用を促進します。

(2)在宅支援の充実

障がい者の自立生活を促進するため、訪問系サービス・日中活動系サービスの活用を積極的に進めるとともに、日常生活用具の給付や補装具費の支給を行います。

(3)居住系サービスの充実

障がい者の自立を促進するため、障がい者の住まいの場としての居住系サービスを十分に活用するとともに、関係機関と連携を図りながらサービス供給基盤の整備・充実に努めます。

(4)相談・支援体制の充実

相談者の多面的なニーズに的確に応えるため、相談、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用する支援等の相談支援事業の充実を図ります。また、地域自立支援協議会の運営を通じて相談支援事業の持続的発展が可能なシステムづくりと、人材の確保に取り組みます。

3 生活環境の整備充実

(1)地域活動支援センターの充実

障がい者が通い、創作的活動・生産活動ができる機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を図るため、地域活動支援センターの充実に努めます。

(2)障がい者用施設の整備・充実

障がい者のさまざまな活動拠点としての機能を果たせるよう、障がい者が集える場の確保や整備・充実に努めます。

(3)住環境の改善

重度身体障害者住宅改造費助成・住宅改修費の助成や福祉ホーム利用助成の活用を図るとともに、公営住宅の整備にあたっては、障がい者にも配慮したバリアフリーの居住環境の改善に努めます。

(4)地域ぐるみの安全・安心の確保

災害時などにおいて障がい者が安全に避難できるよう、災害時要援護者避難支援制度の周知や関係機関との連携を図り、地域での支援体制の整備に努めます。

(5)教育・療育・就労支援体制の充実

ライフステージに応じた切れ目のない支援を図るため、保育・教育機関と保健・医療・就労支援等を行う福祉関係機関等が十分に連携し、それぞれの段階において一貫かつ継続した支援ができる体制の整備に努めます。

(6)低所得者福祉

06 低所得者福祉の推進

～頑張る力を応援するまち～

現況と課題

1 本市における生活保護世帯は、平成16年（2004年）度の月平均345世帯でしたが、その後、リーマンショックの影響もあり、平成27年（2015年）度末には638世帯に急増しており、全国的にもこうした傾向がみられます。

日本の経済社会の構造的な変化が進む中で、これまでの社会保険制度や労働保険制度（第1のセーフティネット）、生活保護制度（第3のセーフティネット）等の仕組みだけではもはや国民生活を支えることができず、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」の構築が必要となったことから、平成27年（2015年）4月から生活困窮者自立支援制度が開始され、生活保護世帯の増加傾向は緩やかになってきていますが、今後の経済情勢や社会保障制度の動向によっては、再び急増することも予測されます。

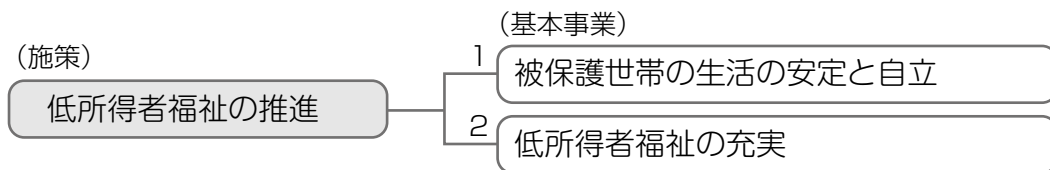
低所得者などへの適正な生活保護制度の運用に努めるとともに、低所得者が経済的、日常生活的、また、広く社会生活的にも自立し安定した生活を送ることができるよう支援するため、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度を活用し、実情に即した相談・援助業務などを充実させ、セーフティネットとしての役割を果たしていく必要があります。

基本方針

健康で文化的な最低限度の生活を営むための最終的な社会保障制度である生活保護制度の適正な運用に努め、被保護世帯の生活援助及び自立に向けた支援を充実させます。

また、生活保護制度活用に至る前の段階のセーフティネットとして、生活困窮者自立支援制度の活用により低所得者等生活困窮者の生活能力の向上と経済的、社会生活的な自立を促します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 被保護世帯の生活の安定と自立

被保護世帯については、民生委員児童委員や関係機関と連携しながら、訪問活動などによる実態把握により、実情に即した適正な保護の実施に努めます。また、就労支援対策などの充実により経済的自立を図るとともに、日常生活や広く社会生活的にも自立し安定した生活を確保するため、援助・支援に努めます。

2 低所得者福祉の充実

低所得者の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活を確保するため、生活困窮者自立支援制度をはじめとする各種支援の周知と活用を促進するとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

(7)保健・医療

07 健康・医療対策の推進

～健康でいきいきと暮らせるまち～

現況と課題

- 1 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、新しく生活習慣病の予防のための特定健康診査・特定保健指導制度が導入され、健診受診率の向上やメタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）に着目した保健指導の実施に努めてきました。

生活習慣病の中でも、医療費の負担が大きかつ予防可能な疾患である脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎臓病等の重症化を予防するために、保健師・管理栄養士等による保健指導の充実を図っていくことが必要です。

また、特定健康診査の結果に基づき特定保健指導や重症化予防のための保健指導を実施することから、健診受診率の向上をめざし、啓発活動により一層取り組むことで、市民の健康意識の高揚を図る必要があります。

- 2 母子保健事業においては、妊娠中から出産・育児と切れ目ない支援をめざし、「子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」を平成27年（2015年）10月に開設しました。同センターには専任の保健師・助産師を配置し、産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業（産後デイサービス、産後ショートステイ事業）等を実施することにより、安心して子どもを産み育てることができる相談支援体制を整備しています。あわせて、妊婦に対する心遣いをお願いするために、市民へのマタニティマーク制度の普及啓発を継続して実施しています。

また、妊産婦に対して、妊婦健康診査のほかに妊婦歯科健康診査、産後健康診査も実施するなど健診体制の充実を図っています。

乳幼児に対しても発達段階に応じた各乳幼児健康診査（4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児）を実施し、健康状態の確認や育児相談に応じています。さらに、精神面・身体面で経過観察が必要とされた子どもたちに対して継続的な関わりを持つとともに、保護者の支えとなる援助を行う必要があり、関係部署、関係機関と連携を進めていくことも重要です。

- 3 生活習慣病は、食習慣・運動習慣・喫煙・飲酒・休養などの生活習慣がその発症や進行に起因する病気であり、高齢化にともない病気を発症する方が増えていくことから、早急な対応が求められています。

一方で健康的な生活習慣を確立することで予防することが可能なため、子どもの頃から適正な食品を選び、食事づくりができる力を育てる「食育」を推進するなど、乳幼児期から適正な生活習慣を身に付けることが重要です。さらに、保健・福祉・教育が連携した「食のネットワーク」組織や市民が主体で健康づくりの普及啓発活動を行う食生活改善推進員（ヘルスマイト）の活動を通して、親子で楽しく学び、食を考えることを積極的に実施していく必要があります。

また、運動習慣を身に付け、肥満予防や発達支援に繋ぐ取り組みとして、キッズ健康運動教室等も実施するなど、幼児とその保護者に健康的な生活習慣について考える機会を提供していくことが必要です。

4 感染症については近年の国際化により、海外の新しい感染症が国内発生することが予測され、国においてもさまざまな対応策がとられています。本市においても、その発生・拡大を防止するため、市民に対して適切な情報の発信を行い、防疫のための正しい知識の普及・啓発を行うことが必要です。また、発生時には迅速かつ適切な対応が必要です。

5 救急医療については、鳴門市医師会による夜間・休日在宅当番医制により、1次救急が守られています。開業医師が高齢化しており、1次救急存続に向けた課題があります。そのため、安易な夜間・休日の受診を控えるとともに普段から診療時間内に早めにかかりつけ医を受診するなど、市民に適正受診に関する啓発を実施していくことが必要です。

なお、病院群輪番制及び救急告知医療機関による2次救急医療体制や徳島赤十字病院や徳島県立中央病院等における3次救急医療体制など広域での救急医療体制も整備されています。

また、小児救急体制については、広域による受け入れ体制が確立されています。少子化が進むなか、継続して体制を存続し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、コンビニ受診等を抑制していくことも必要であり、市民への啓発として、出生届時に「小児救急ハンドブック」を配布しています。

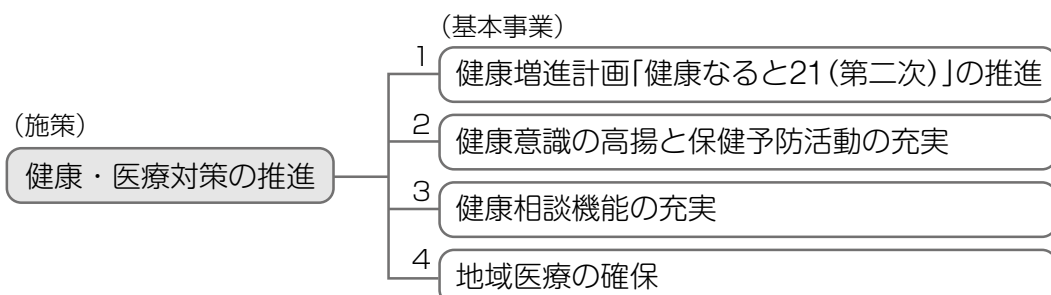
6 健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底など「健康日本21(第二次)」に示された5つの基本的な方向に基づいた、健康増進計画「健康なると21(第二次)」を平成25年(2013年)3月に策定しました。今後はこの計画に基づき、ライフステージに応じた取り組みを積極的に推進していくことが重要です。

また、平成29年(2017年)3月に「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例」を制定し、この条例に基づき、市民が生涯にわたって、健康で、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように市民、医療機関等、市が互いに連携しながら、それぞれの役割を担い、市民の主体的な健康づくりの推進と将来にわたって安心して医療を受けることができる体制の確保に取り組んでいきます。

基本方針

市民が生涯にわたって、健康で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民、医療機関等及び市が互いに連携しながら、それぞれの役割を担い、市民の主体的な健康づくりの推進と地域医療の確保に取り組めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 健康増進計画「健康なると21（第二次）」の推進

- ①肥満、高血圧、脂質異常症などに起因して起こる生活習慣病の発症予防と重症化予防を重視した取り組みを推進します。
- ②がんの死亡率の減少を目的に、各種がん検診受診率の向上に取り組みます。
- ③小児期から、生活習慣病予防について考える機会を持つことによって、肥満予防や生活習慣病予防の取り組みを推進します。
- ④食生活改善推進員（ヘルスメイト）の養成及び育成支援を行い、市民と協働で食生活の改善と「食育」を推進します。
- ⑤たばこ・アルコールへの取り組みを強化し、禁煙、適正飲酒の実行を推進します。
- ⑥心の健康づくりや自殺予防についての知識や理解を深めるため、関係機関との連携強化により市民への情報提供に取り組みます。

2 健康意識の高揚と保健予防活動の充実

(1)健康増進法による保健事業の推進

- ①がん予防や早期発見の推進を図り、がんの死亡率を減少させることを目的に各種がん検診の実施に取り組みます。
- ②40歳以上の方に交付している健康手帳が市民の健康管理に有効に活用されるように周知、啓発を行います。
- ③健康に関する知識や技術の普及啓発を積極的に行うために、各種講演会の開催や、出前講座等による健康教室、健康栄養教室等を実施します。
- ④生活保護担当者と連携を図り、被保護者を対象とした健康診査の積極的な受診勧奨に努め、継続した健康管理及び助言・指導が必要な人には保健指導を行います。

(2)高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導の実施

特定健康診査の健診結果に基づく特定保健指導を行うため、保健師、管理栄養士の指導技術の向上に努め、特定保健指導の充実を図ります。

(3)母子保健事業の推進

- ①「子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」において、母子健康手帳を交付し、専任の保健師、助産師等による妊娠期からの相談機能を充実させることにより、妊娠、出産、育児と切れ目のない支援を実施します。
- ②妊婦への思いやりと心遣いをお願いするために、市民にマタニティマーク制度の周知を図るとともに、母子健康手帳交付時に妊婦であることを周囲に伝えることができるようマタニティマーク入りグッズの交付を行います。
- ③妊娠全期間を通じて健康診査費を助成するとともに、妊婦歯科健康診査や産後2週間目健康診査にも助成を行うなど妊産婦の健康管理の充実を図ります。
- ④発達段階に応じた乳幼児健診の受診率の向上に努め、未受診者を把握し、受診勧奨や訪問など適切な対応に努めます。
- ⑤医療機関、中央子ども女性相談センターなど関係機関との連携を強化し、経過観察や支援が必要な子どもとその保護者への相談支援に努めます。
- ⑥子どもの健やかな成長・発達を支援するために、医師や臨床心理士などの専門家や子育てに関わる関係者と連携し、子どもの能力を育み、保護者に寄り添う発達相談及び支援に努めます。

(4) 歯科保健指導の充実

- ① 歯科医師会の協力を得て、歯と口腔の健康に関する啓発活動を行います。
- ② 妊娠中から生まれてくる子どもの歯の健康に関する意識を持っていただくために、母に歯と口腔の健康に関する知識の普及、啓発を積極的に行うとともに妊婦歯科健康診査の受診率の向上を図ります。
- ③ 1歳6か月児、3歳児健康診査時に歯科健診及び歯科保健指導を実施するとともに、虫歯予防のために1歳6か月児健康診査受診児に対してフッ化物塗布を推進します。
- ④ 40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方に歯周疾患検診を実施し、歯の喪失を予防することに努めます。

(5) 結核予防・予防接種の推進

- ① 四種混合、BCG、日本脳炎等の予防接種法A類疾病の予防接種においては、接種該当者への個別通知により積極的な接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。
- ② 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種該当者には、個別通知により、高齢者インフルエンザ予防接種は、広報や健康増進事業を通じ、周知を行うことにより、接種勧奨に努めます。
- ③ 安全な予防接種体制づくりをさらに進めるとともに、副反応や健康被害の発生時には迅速かつ的確な対応を行います。
- ④ 結核予防については、ハイリスク者に働きかけを行います。

(6) 感染症対策の強化

感染症に関する啓発活動を行うとともに、発生時には徳島保健所など関係機関との連絡を密に行い、迅速に対応します。

3 健康相談機能の充実

市民の主体的な健康づくりを推進するために、窓口や地域において保健師、管理栄養士による健康相談の機会を設け、利便性の向上を図り、市民の健康増進に努めます。

4 地域医療の確保

(1) 救急医療体制の整備

救急医療及び小児救急体制の整備のために、鳴門市医師会や行政関係機関等との連携強化に努めます。

(2) 適正受診等に関する啓発

かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つことをはじめ、安易な夜間・休日受診を控えるなど、適正受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する積極的な情報提供を市民に対して行います。

(3) 医療の担い手の確保

医療従事者の確保に向けて、徳島県、鳴門市医師会等と連携を図ります。

(4) 関係機関との連携強化

地域医療の確保のために、徳島県鳴門病院、鳴門市医師会、鳴門市歯科医師会及び徳島県薬剤師会鳴門支部と連携を強化していきます。

(5) 保健・医療・福祉及び介護の連携強化

市民が健康で、住み慣れた地域で安心して暮らせ、市民・医療機関等及び保健・福祉・介護の関係機関が相互に切れ目なく連携できるような環境整備を図ります。

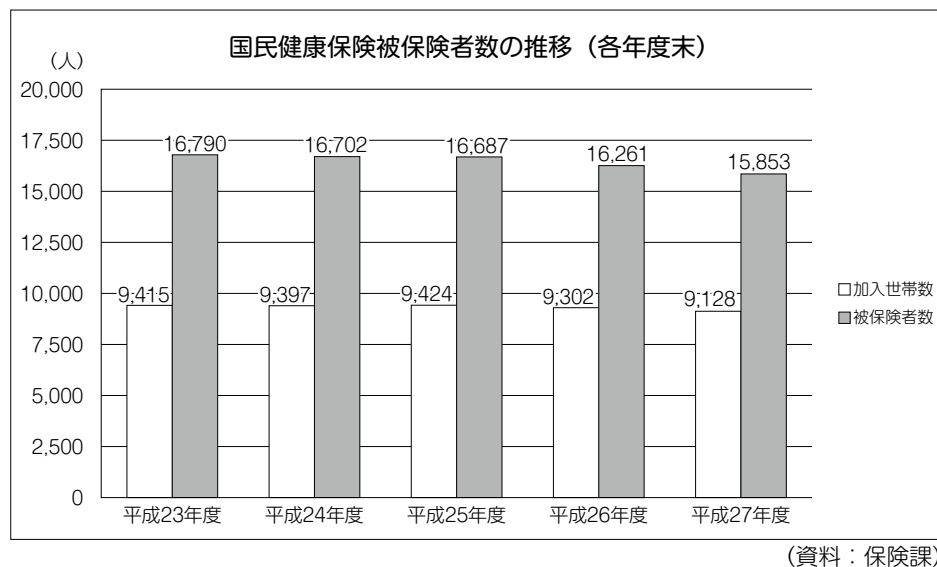
(8) 社会保障 (①) 国民健康保険

08 国民健康保険制度の円滑な実施

～安心して医療を受けることができるまち～

現況と課題

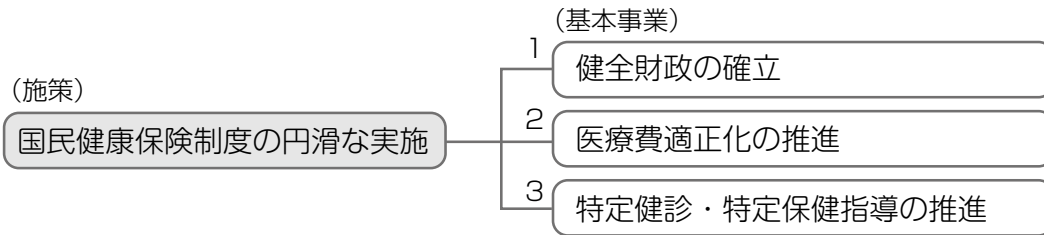
- 平成27年(2015年)5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年(2018年)度から、国民健康保険を「都道府県単位化」して、制度の安定化をめざすこととされました。都道府県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など中心的な役割を担い、市町村は資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。
- 従来からの課題である適正な賦課及び収納率の向上による国民健康保険財政の健全化、診療報酬明細書の点検などによる医療費適正化、生活習慣病予防に着目した特定健診・特定保健指導の推進に加え、都道府県単位化などへの迅速かつ適切な対応を行うことが必要となっています。



基本方針

保険料賦課の適正化、収納率の向上などにより、被保険者間の負担の公平、財政の安定に努めるとともに、鳴門市保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく保健事業、特定健診・特定保健指導事業などに取り組み、医療費の適正化や被保険者の健康意識の高揚を図ります。また、都道府県単位化などへの迅速かつ適切な対応を行います。

施策体系図



主要な施策の内容

1 健全財政の確立

- ①保険料の適正な賦課に努めるとともに、口座振替の推進、滞納者対策の充実などにより、収納率の向上と負担の公平化を進めます。
- ②財政調整基金については、財政基盤の確立や予期せぬ支出増・収入減に対応するため、継続的な保有に努めます。
- ③都道府県単位での運営について、県と連携して財政の健全化に努めます。

2 医療費適正化の推進

- ①診療報酬明細書などの点検や縦覧点検の拡充、医療費通知、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発等により、医療費の適正化に努めます。
- ②人間ドックや脳ドック助成事業、若年者健診など保健事業を継続実施し、健康の維持・増進と疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- ③高額な医療に繋がる疾病を対象に生活習慣の改善など保健指導を継続実施し、重症化の予防に努めます。

3 特定健診・特定保健指導の推進

特定健診の推進を行い、健診の結果メタボリックシンドローム*該当者並びに予備群と判定された受診者に対する特定保健指導（動機付け支援、積極的支援）についても積極的に行い、生活習慣病などの予防に努めます。

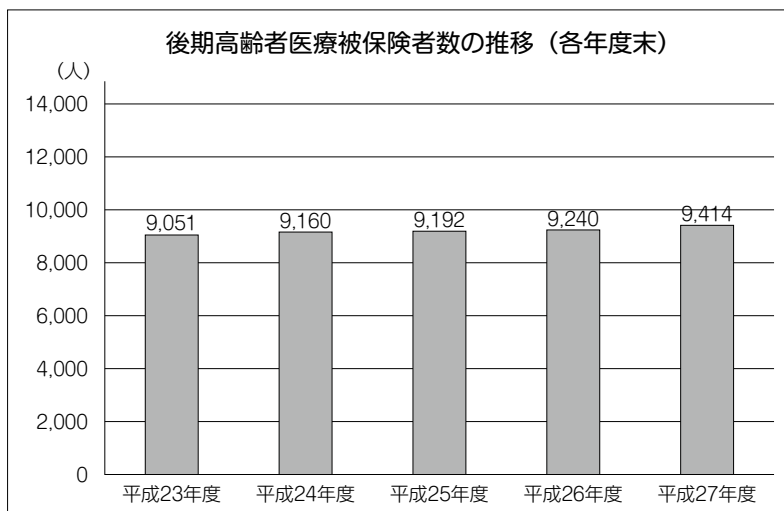
(8) 社会保障 (②) 後期高齢者医療保険

09 後期高齢者医療制度の円滑な実施

～安心して医療を受けることができるまち～

現況と課題

- 1 平成 20 年（2008 年）4 月より老人医療制度が廃止され、新たに 75 歳（一定の障がいを持つ人は 65 歳）以上のすべての人が加入する「後期高齢者医療制度」が始まり、徳島県内すべての市町村が加入する「徳島県後期高齢者医療広域連合」が保険者として、保険料の決定や医療を受けた時の給付などを行っています。
- 2 本市では、保険料の徴収・申請や届出の受付・保険証の引き渡し等の事務を行っており、市内在住の被保険者の窓口となることから円滑な運用に努めています。
- 3 平成 24 年（2012 年）2 月に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、一時は後期高齢者医療制度の見直しが示唆されましたが、平成 25 年（2013 年）5 月に「社会保障改革国民会議」の報告書において、現行制度を基本とする旨の報告がなされ、同年 12 月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立したことにより、後期高齢者医療制度は継続し、今後の高齢者医療制度の在り方については必要に応じ検討していくこととされました。
- 4 本市の被保険者は年々増加傾向にあります。制度が複雑であるため、制度周知を図るとともに、収納率の維持・向上により財源の確保に努める必要があります。

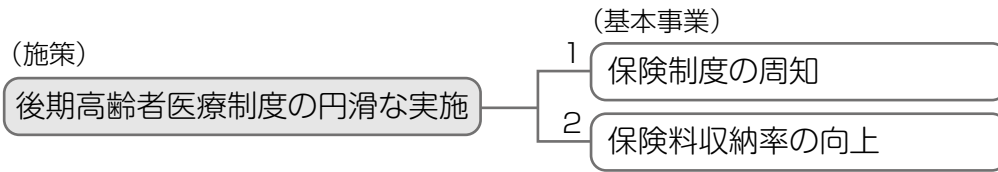


（資料：保険課）

基本方針

今後も後期高齢者医療制度を円滑に実施するため、制度の周知を図るとともに、財源確保のため保険料収納率の向上に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 保険制度の周知

制度についての丁寧な周知を図り、市で取り扱う各種申請や届出の受付・保険証の引き渡し等の事務の円滑な運用に努めます。

2 保険料収納率の向上

保険料の適切な徴収は後期高齢者医療制度運用に不可欠なものであり、保険料徴収業務等については各市町村に割り振られていることから、本市においても保険料の収納率の向上に努めます。

(8)社会保障 (③介護保険)

10 介護保険制度の円滑な実施

～住みなれた地域で安心して生活できるまち～

現況と課題

1 平成28年(2016年)3月31日現在における本市の人口は59,694人、内65歳以上の高齢者数は18,790人、高齢化率は31.5%となっています。また、要介護・要支援認定者数は、介護保険制度が開始された平成12年度(2000年度)末の2,065人から一貫して増加を続け、平成27年(2015年)度末には3,681人となり、介護・介護予防サービスを必要とする人は増大しています。

これにともない、介護給付費は、介護保険制度が開始された平成12年度(2000年度)の約31億4400万円から、平成27年(2015年)度には約56億7900万円まで増大するなど、介護報酬の改定や介護保険制度の改正により影響を受けつつも増加傾向が続いています。

2 本市の第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料基準額は、介護給付費の増加にともない、第1期(平成12年度～14年度)の3,520円から3年毎の改定を経て、第6期(平成27年度～平成29年度)では5,760円となっています。

今後も、介護・介護予防サービスを必要とする人の増加やこれに対応したサービス事業所の整備などにより介護給付費が増大することも想定され、被保険者の制度に対する理解を図るとともに、介護保険財政の健全化に向けた対策が求められています。

3 本市の施設等整備状況は、平成28年(2016年)3月末現在、介護老人福祉施設5か所(定員300人)、介護老人保健施設4か所(定員326人)、介護療養型医療施設3か所(定員67人)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)7か所(定員117人)となっていますが、市民ニーズや入所待機者状況、国の制度改正の動向などをふまえ、現状に即した、適切な整備状況を保たなければなりません。

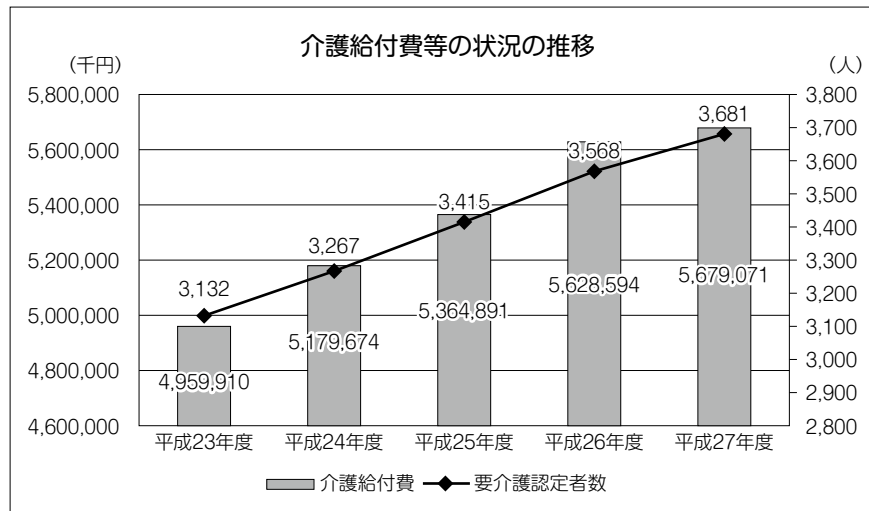
4 本市は、平成28年(2016年)度より、地域の実情に応じ、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的な支援を図る「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しました。多様な主体が参画する魅力的で多様なサービスを充実させることにより、高齢になっても一人ひとりの市民が地域において自立した生活を営める環境を醸成していくことが求められています。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

5 本市は、運動機能や口腔機能の維持向上・栄養改善・認知症予防などを目的としたさまざまな一般高齢者向け介護予防事業を展開していますが、後期高齢者の増加等にともない、これらの更なる効果的な実施を図る必要があります。また、運動・生活機能がやや低下している高齢者の機能維持や自立支援に向け、より専門的で効果の高い個別支援や高齢者の主体的な関与による取り組みを専門職を始めとする多様な社会資源との連携により推進する必要があります。

6 平成18年(2006年)度から市内5圏域に委託により地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談や権利擁護業務など、保健医療の向上や福祉の増進に係る取り組みを行っています。平成27年(2015年)度には、基幹型地域包括支援センターを設置して体制強化を図りました。

しかし、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯並びに認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、市や地域包括支援センターなどを含むさまざまな社会資源が、連携を強化し支援体制の拡充を図りながら、課題抽出と解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

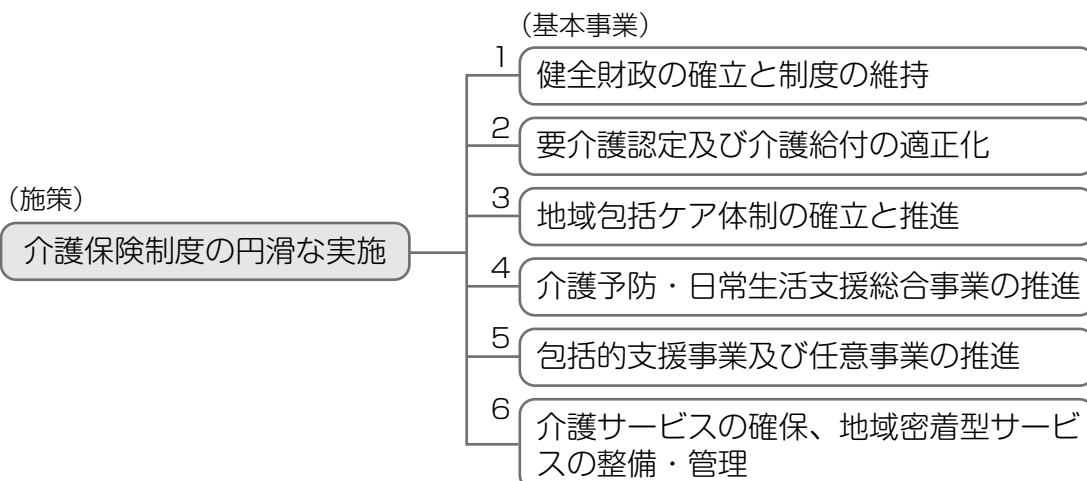


(資料：長寿介護課)

基本方針

「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康増進・介護予防に努め、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう支援するとともに、必要とされる施設・在宅介護サービス等の確保を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 健全財政の確立と制度の維持

将来にわたり介護保険制度を安定的に維持するために、適正なサービスの提供、公平かつ合理的な保険料負担、制度の仕組みや現状の周知などに努めます。

2 要介護認定及び介護給付の適正化

介護保険制度の安定的かつ健全な運営に資するため、要介護認定の適正化や認定審査会委員等の研修に努めるとともに、ケアプラン評価や介護給付費の通知、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、不適正な介護報酬算定が起これやすい事項のチェックなどの介護給付費等適正化事業の一層の推進を図ります。

3 地域包括ケア体制の確立と推進

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療との連携や介護サービスの充実、介護予防の推進、見守り・買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護などが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ①従前の予防給付（要支援1・2）のうちの訪問介護・通所介護のサービスを地域支援事業に移行し、基準を緩和した通所介護サービスや生活援助中心の訪問介護サービス、専門職が運動機能改善の相談や指導等を短期集中的に行うサービスなど、多様な主体が参画する魅力的で効果的なサービスを展開します。
- ②高齢者の徒歩圏内で、地域住民が主体となって運営する交流の場「いきいきサロン」の活動を支援します。
- ③徳島県理学療法士会が開発した安全で効果の高い「いきいき百歳体操」の普及啓発など、リハビリ専門職との連携を進め、要介護原因の多くを占める筋骨格系疾患の予防を図ります。

5 包括的支援事業及び任意事業の推進

- ①高齢者に対するワンストップサービス拠点として地域包括支援センターの活動の活性化を図り、総合相談支援、権利擁護・虐待防止、包括的・継続的ケアマネジメント*支援、認知症予防啓発などに努めます。
- ②虐待・権利擁護等の困難事例への対応、各地域包括支援センターの連携推進や後方支援、他職種連携による自立支援ケア会議の開催、認知症の早期診断・対応のための「認知症初期集中支援チーム」の充実、生活支援体制整備事業（地域資源の把握・協議体の設置等）といった各課題に取り組みます。
- ③地域包括支援センターの機能強化に向けた人的・財政的支援について検討を進めます。
- ④地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための環境整備に努めます。

6 介護サービスの確保、地域密着型サービスの整備・管理

- ①3年ごとに策定する「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、高齢者数や介護サービスの需要量を推計し、介護保険料負担を勘案しながら、必要なサービス供給体制の確保を図ります。
- ②地域密着型サービスの認可や運営についての指導・監督に努め、市民の利便性の向上やサービスの質の向上に努めます。

(8) 社会保障 (④) 国民年金

11 国民年金制度の推進

～将来の安心をともに考えるまち～

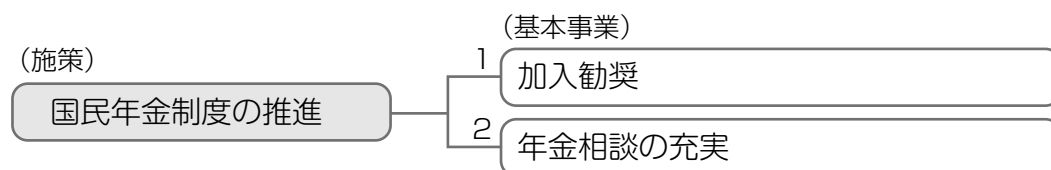
現況と課題

- 1 国民年金は、老後の生活や、思わぬ怪我や病気で障がい者になったとき、また、配偶者を亡くして遺族になったときなどに備え、お互いを支え合う制度であり、その運営業務は、平成22年(2010年)1月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構に移行されました。
- 2 本格的な少子高齢化が進むなか、老後の生活設計の基盤として大きな役割を果たしていますが、年金制度への不信感の高まりや、加入者に非正規労働者が増加していることなどから、近年納付率が低下しており、特に若い世代の納付率が低い状況にあります。国民年金制度の円滑な運営のためには、制度に対する理解と認識を深めることが必要であり、制度の普及啓発や相談体制の充実が求められています。
- 3 適用(加入)と収納(納付)がバランス良く保たれ、市民一人ひとりの年金の受給権を確保し、安定した老後の生活を送ることが望まれています。

基本方針

国民年金制度の周知を図り、加入勧奨と相談業務の充実に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 加入勧奨

老後などの生活の安定のため、広報や成人式で配布するパンフレットなどで年金制度の周知・啓発に努め、未加入者については窓口での相談時などに加入促進に努めます。

2 年金相談の充実

被保険者に対し、複雑多様化するニーズに適切に対応した年金相談を行い、受給権確保に努めます。

(1)子どものまち

01 地域で子どもを育てる活動支援

～子どもたちが健やかに育つまち～

現況と課題

1 本市では、平成13年(2001年)5月5日のこどもの日に「子どものまち宣言」を行い、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、子どもの夢や可能性を育む地域社会の実現をめざして取り組みを進めています。

平成15年(2003年)7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本市では平成17年(2005年)3月に「鳴門市次世代育成支援対策行動計画」を、平成22年(2010年)3月にその後期計画を策定しました。その後、平成27年(2015年)度から国の「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことを受け、本市においても、平成27年(2015年)3月に「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画に沿って、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の実現を推進し、子どもを豊かに育む体験活動の充実や地域における子育てを支援するための施策を推進していく必要があります。

2 子どもたちが、いきいきと自発的・主体的にさまざまな活動に取り組むためには、恵み豊かな自然や産業・歴史・文化、公共施設などをそれぞれの地域で有効に活用するとともに、家庭・学校・地域・行政が連携し子育てを助け合うネットワークの強化が必要です。

3 鳴門市子どものまちづくり推進協議会など各種団体や子ども関係の団体により各地域での行事が開催されているほか、スポーツ少年団活動などを通じて、児童・生徒の健全育成が図られています。また、育児サークル・子ども会などにおいては、他市との交流も活発に行われており、さまざまな活動や体験を通して子どもたちは多くのことを学んでいます。さらに、子ども会を指導する高校生のジュニアリーダーも活躍しています。

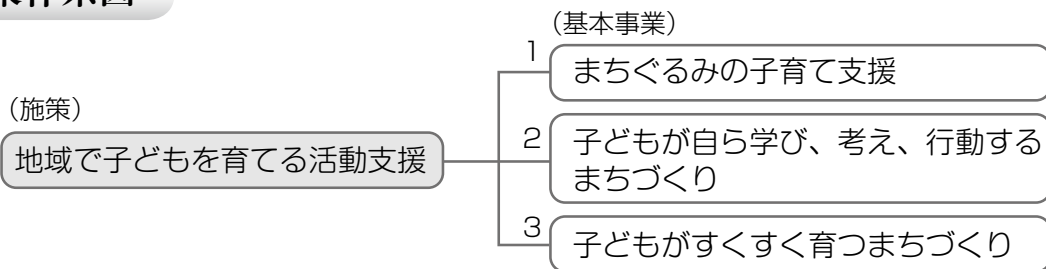
しかし、少子化の進行にともない、多くの団体で会員の確保が課題となっており、活動内容などのあり方を検討することが必要です。こうしたなか、各地域で行われている子どもたちの活動などの情報をニーズに応じて的確に提供するとともに、それを支える新しい指導者の育成や子どもたちが参加しやすい環境づくりが求められています。

4 少子化・核家族化の進行、保護者の就労形態の変化、住民の近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。次代を担う子どもたちが、心も体も健やかに育つことのできる社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを産み育てられる社会の実現が望まれています。

基本方針

すべての子どもたちが、健やかに生まれ育ち、夢と希望を持って生活できるよう、福祉分野をはじめ、保健・教育・労働など、子どもと家庭に関わる分野が相互連携、並びに情報共有に努め、安心して子どもを産み・育てることのできる環境づくりと地域ぐるみの子育て支援を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 まちぐるみの子育て支援

「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭・地域・企業・行政などさまざまな担い手による協働のもと、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進め、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを総合的に推進します。

また、恋愛・結婚の希望を叶えることができるよう、市内での出会いの機会の創出を図ります。

2 子どもが自ら学び、考え、行動するまちづくり

(1)子どものまちづくりへの参画

まちづくりへの子ども自身の参画を促すため、関係機関などと連携して子どもの意見を聞く機会の確保に努めます。

(2)体験活動の充実

家庭・学校・地域・行政が連携して、子どもが育つ3つの要素である「遊び」・「学び」・「働く」体験を豊かにする活動を推進するとともに、スポーツ活動の充実に努めます。

3 子どもがすくすく育つまちづくり

(1)子育て支援の充実

「児童福祉」の項 (P.116～118) 参照

(2)子どもの活動を支えるネットワークを活かした体験活動の充実

子どもたちの活動を支援する組織のネットワークである鳴門市子どものまちづくり推進協議会の活動の充実に努めます。また、協議会を通じて、子どもの心を豊かに育むための活動に多くの大人が参加するよう促すとともに、市の関係部局が連携を図り、地域住民・NPO等と協力しながら、子どもたちのための体験活動の充実に努めます。

(3)体験とふれあいの活動拠点の活用

子どもたちが屋内外で自由な活動を行うために、地域住民や関係機関などが連携し、地域の実情をふまえながら、既存施設の有効活用を図ります。また、鳴門ウチノ海総合公園については、体験学習や親子・友だち同士で気軽に参加できるふれあいイベントなどを行うことができる体験活動の拠点として、活用していきます。さらに、クリーンセンター「フクロウと子どもたちの森」を活用し、自然とふれあいながら環境を守る心を育むことができる体験活動の機会の提供に努めます。

(4)情報の収集と提供

子どもたちの活動に関する情報を幅広く収集し、適切に情報を提供するシステムの充実に努めます。

(2)児童福祉

02 児童福祉の推進

～安心して子どもを産み育てることができるまち～

現況と課題

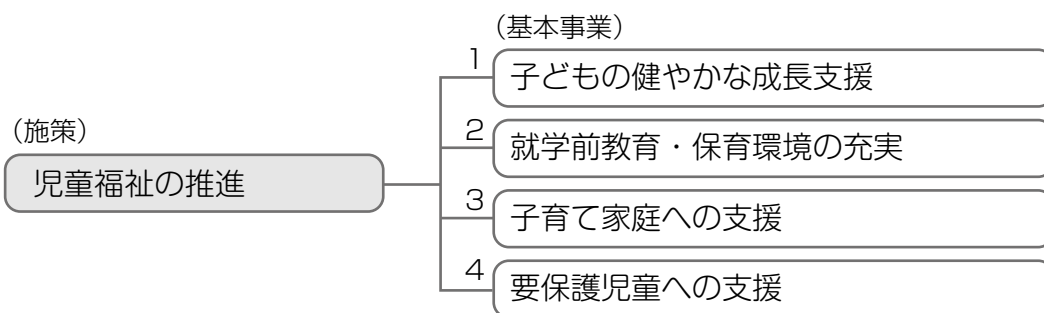
- 1 平成 20 年(2008 年)～ 24 年(2012 年)における平均の合計特殊出生率*は、本市が 1.31 で全国平均(1.38)・徳島県平均(1.43)や他市と比較しても、低い数値となっています。また、0 歳～ 14 歳の年少人口の減少が続き、さらに少子高齢化が進行するものと予測されます。
- 2 少子化や核家族の進行などにより、孤独感や育児不安を感じる人が増えてきています。出産後の母親の孤立や育児不安を解消するために、平成 23 年(2011 年)1 月から、乳児を持つ家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う「鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業」を開始しました。また、軽度の発達障がい疑われる乳幼児をできるだけ早期に発見し、就学年齢までに関係機関の連携により適切かつ継続的な支援をする「保育所における巡回相談事業」も平成 22 年(2010 年)度から実施しています。
- 3 本市には、平成 28 年(2016 年)4 月現在、公立 5 施設(うち 1 か所休止)・私立保育所 15 施設(うち 1 か所休止)、認定こども園 1 施設があります。今後も、「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育委員会をはじめとした関係機関との連携を図りながら、就学前の教育・保育の量的拡充と質の向上に取り組みます。また、保育行政の効率化を図るため、公立保育所のあり方や方向性を検討していく必要があります。
- 4 安心して子どもを育てることができるよう、2 か月児からの乳児保育や一時的な保育、開所時間の延長などさまざまな子育て支援を行っています。平成 27 年(2015 年)10 月に開設した子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)や幼稚園・保健・医療・福祉・教育・地域社会などと連携し、今後さらに、妊娠・出産・子育てに係る総合的な相談や多様な支援機能の充実・強化を図る必要があります。
- 5 平成 28 年(2016 年)4 月現在、14 か所の児童クラブ*があります。放課後に学校の余裕教室などを利用して支援員が子どもを見守る体制を整えています。子どもが安心して過ごすことができる場を提供し、さらには、スポーツ関係団体等の連携により、健全な育成を図っています。
- 6 児童虐待や家庭内暴力など家庭での児童養育に関する問題については、家庭児童相談員を配置し、相談体制の充実を図ってきました。母子支援を総括的に行うため平成 23 年(2011 年)4 月からは、女性子ども支援センター「ばぁとなー」に家庭児童相談員を配置し、機能強化を図っています。さらに、関係機関・団体や行政で構成される鳴門市要保護児童対策地域協議会を設置し、未然防止と早期発見に努めるとともに、個々のケースに対応していく体制づくりを図っています。

また、子ども手当など子育て家庭への支援や、児童養護施設への入所など要保護児童への援助なども行っています。

基本方針

すべての子どもが、心身ともに健やかに育成され、未来を担うにふさわしいたくましく心豊かで個性ある人に成長できるよう、家庭・地域・行政が連携を深めながら、多様な体験活動の機会提供や関連施設の整備・機能充実など、より良い育成環境づくりを進めます。また、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域が一体となって子どもと子育て家庭への支援を進める魅力あるまちづくりをめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 子どもの健やかな成長支援

(1) 児童クラブの充実

学校の余裕教室や公共施設の有効活用により、公設民営の児童クラブの充実を図り、共働き家庭等の子育て支援と児童の健全育成を推進します。

(2) 地域活動の促進

子どもが地域や集団の中で創造性や協調性を伸ばすことができる環境づくりや地域活動組織の育成を進めるなど、地域ぐるみの健全育成を促進します。

(3) 情報提供・相談体制の充実

- ① 家庭における保育機能の充実を図るため、関係部署と協力し4か月までの乳幼児家庭全戸訪問を実施し、県や児童委員との連携を深め、地域団体とのネットワーク化を図り、育児情報の提供や相談体制の充実に努めます。
- ② 絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育むため、4か月健診時を活用して絵本との出会いの場を提供するとともに、絵本を贈り親子で絵本に親しむ環境づくりを進める「ブックスタート事業」を推進します。

2 就学前教育・保育環境の充実

(1) 保育サービスの質の確保・向上

- ① 保育所、認定こども園を利用するすべての子どもが良好な環境のもとで教育・保育を受けることができるよう、地域別・年齢別の保育ニーズに対応しサービスの充実を図ります。

②多様化する保育ニーズを見極め、保育施設における一時預かり事業や休日保育事業の維持・推進を図ります。

(2)子育て支援の強化

保育所を開放することにより、パートナー保育園事業を実施し、子育てに関する相談や育児講座の実施を支援し、機能の充実を図ります。

(3)食育の推進

子どもの成長や発達段階に応じた適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るため、乳幼児の食に関する相談や情報提供を行い、保育所等と家庭が連携して食育の推進に努めます。

(4)巡回相談事業

子どもの健やかな成長・発達を支援するため、保育所に派遣した医師、臨床心理士が子どもの行動を観察し、発達相談や助言等を行う、巡回相談を関係部署と協力しながら実施します。

(5)保育行政の効率化

①乳幼児数の動向に基づく定員の見直しや公立保育所の適正なあり方を検討するとともに、保育所、認定こども園が果たす役割や機能をふまえながら、効率的な保育行政の運営に向けた取り組みを推進します。

②平成27年(2015年)度から本格施行された子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を推進します。

(6)安全で安心な保育環境の整備

子どもたちが安心して安全に活動できる環境づくりを進めるため、衛生的で環境にやさしい施設の整備に努めるとともに、老朽化施設については、国・県の補助制度を活用しながら、耐震改修など施設整備を図ります。

3 子育て家庭への支援

①中学校修了前児童を養育している人に対して支給される子どものための手当、通院・入院治療を受けた場合の子どもはぐくみ医療費助成など、諸制度の充実と周知を推進します。また、子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合などに、児童養護施設などで短期間子どもを預かる子育て支援短期利用事業を推進します。

②子どもを持つすべての保護者を支援し、仕事と育児を両立できるよう、ファミリーサポートセンターを支援拠点とし、地域における育児の相互援助活動を推進します。また、小学生までの子どもが、病気の回復期にあり集団保育等が困難な期間については、子ども健康支援一時預かり事業を継続実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

③乳幼児のいる子育て中の親子を対象に、地域の身近な場所で育児相談や交流、情報の提供等の機能を兼ね備えた地域子育て支援拠点事業の整備と推進を図っていきます。また、子育て経験者やNPOなど多様な主体の参画による地域の支え合いにより、地域の子育て力を向上させる事業を推進します。

④子育て家庭や将来の母親・父親になる市民が、育児の楽しさを味わいながら、安心して子育てができるよう、子育てに関するさまざまな施策や情報を分かりやすく、タイムリーに発信していきます。その際には、スマートフォンなど新しいメディアへの対応を含めて、提供方法について工夫していきます。

4 要保護児童への支援

(1)保護・支援の推進

保護者のいない子どもや虐待されている子どもなど家庭に恵まれない児童に対し、一人ひとりの処遇の充実を図り、保護・支援を推進するため、児童養護施設や里親制度を活用するとともに、関係施設・機関との連携を進めます。

(2)児童虐待の防止体制の強化

児童虐待の未然防止と早期発見を行う体制をさらに強化するため、鳴門市要保護児童対策地域協議会を核として地域支援ネットワークの連携を進め、その支援の充実に努めます。また、女性子ども支援センター「ぱあとなー」と連携を図りながら、児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。



ブックスタート事業

(3)ひとり親家庭等の福祉

03 ひとり親家庭等の自立支援の推進

～だれもが安心して子育てできるまち～

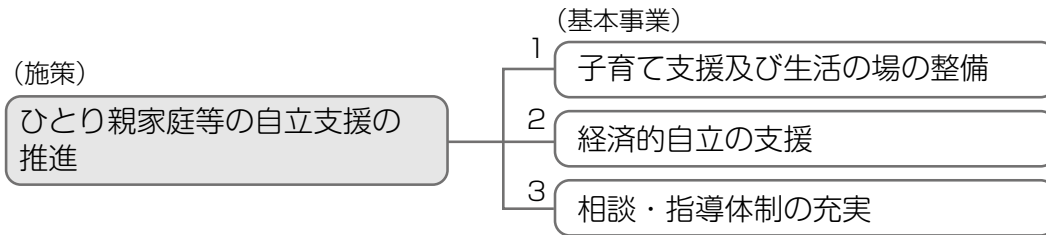
現況と課題

- 1 我が国において、近年の核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、経済的に困窮した家庭にさまざまな困難が生じている中、平成26年（2014年）1月、「子ども貧困対策の推進に関する法律」が施行されるとともに、同年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。こうしたことを受け、本市においては、「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ひとり親家庭等への支援について、地域の実情をふまえた取り組みを推進します。
- 2 本市における母子世帯は、平成28年（2016年）4月現在686世帯を数えており、特に最近では、社会構造の変化にともない、離婚の増加等によりひとり親家庭の増加や母親の年齢の若年化が目立っています。こうした状況のもと、母子家庭に対する社会的支援を行うにあたっては、その実情やニーズなどの把握に努め、自立した生活を営めるよう個々のケースに応じたきめ細やかな施策を適切に講じることが求められています。
- 3 父子世帯は、平成28年（2016年）4月現在132世帯で、特に、家事や子どもの養育と就労の両立といったことで悩みを抱えている場合が多くあります。平成22年（2010年）8月から父子家庭にも児童扶養手当の支給が認められ、経済的な問題は改善される傾向にありますが、父子家庭の実情やニーズなどの把握に努め、適切な支援施策を検討することが必要です。
- 4 ひとり親家庭の多くは経済的に不安定な状態であるため、就労機会の確保や職業能力向上の機会充実に努めるとともに、国・県の制度に基づき、遺族基礎年金・遺族厚生年金・児童扶養手当などの支給、母子父子寡婦福祉資金の貸し付け、医療費の助成など、社会的支援を行う必要があります。そのためには、施策や取り組みなどについての情報提供を充実し、地域や社会全体で支援することが必要です。今後も、ひとり親家庭の総合的な相談窓口としての母子・父子自立支援員などの機能強化が必要となっています。

基本方針

ひとり親家庭（母子・父子家庭）と寡婦については、その生活の安定と経済的自立を進め、子どもの健全な育成を図るため、個々のケースに応じたきめ細やかな支援や相談体制及び情報提供の充実に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 子育て支援及び生活の場の整備

- ① 保育所や児童クラブ*の優先入所を進めます。
- ② 生活指導に関する講習会やひとり親家庭等日常生活支援事業及び子どもの生活・学習支援事業を活用し、生活の安定と自立を促進します。
- ③ 家庭での養育が一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設などで短期間子どもを預かる子育て支援短期利用事業を進めます。

2 経済的自立の支援

- ① 児童扶養手当の支給、助産施設への入所や母子生活支援施設への入所扶助、母子父子寡婦福祉資金の貸し付け、養育費の確保支援など、各種制度の周知を図ります。
- ② 就業支援として、就業相談の実施や関連制度を活用するとともに、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業を推進します。
- ③ ひとり親家庭で、父・母や児童が入院を必要とする場合等は、医療費を助成します。
- ④ ひとり親家庭及び若年寡婦の意識の高揚と資質の向上を図るため、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労機会の確保に努めます。また、地域活動推進研修会や、児童の健全育成のための各種研修会や講座等の活用を推進します。
- ⑤ 子どもたちの明るい未来を応援するため、貧困の連鎖を断ち切る施策について、広域的な連携とネットワークを活用し推進します。

3 相談・指導体制の充実

総合的な相談窓口としての母子自立支援員などの機能強化を図るとともに、家庭児童相談員・児童委員・主任児童委員などによる相談・指導の充実に努めます。

(1)教育行政
01 教育行政の充実

～未来を担う子どもたちを育むまち～

現況と課題

- 1 地方教育制度は、教育行政の中立性や継続性を確保する観点から、教育委員会は首長から独立した合議制の機関として設置され、学校の管理運営にあたるとともに、生涯学習、芸術文化、スポーツ等の幅広い分野を担い、教育の機会均等と教育水準の向上を図ってきました。
しかし、地方行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化等を目的として、平成26年(2014年)に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。本市においては、平成27年(2015年)8月に鳴門市総合教育会議を設置し、翌年3月に本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針となる「鳴門市教育大綱」を策定しました。
- 2 平成18年(2006年)に策定した鳴門市教育振興計画に基づき、各種教育施策を進めてきましたが、教育を取り巻く環境や社会経済情勢の変化を受け、平成28年(2016年)3月に本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第二期鳴門市教育振興計画」を策定しました。
- 3 平成20年(2008年)5月に策定した本市の学校再編計画である「鳴門の学校づくり計画」に基づき、将来にわたって本市の子どもたちに望ましい教育環境を提供するため、学校(園)の再編を進めてきました。平成28年(2016年)5月1日現在、本市の学校(園)については、幼稚園17園(うち休園4)、小学校17校(うち休校3)、中学校5校1分校となっています。
- 4 本市では、学校(園)が保護者や地域住民の意向を把握、反映するため、すべての幼稚園、小・中学校に学校(園)評議員制度を導入しています。また、さらに透明性の高い開かれた学校(園)経営が求められており、学校(園)評価システム鳴門プランを導入し、自己評価・学校関係者評価を実施しています。
- 5 本市では、学校(園)ごとに通学・通園区域を定める指定学校制を採用していますが、平成26年(2014年)3月に、地域とのつながりや子育て支援への配慮を目的として、指定校(園)変更許可認定基準を見直しました。また、少人数学級に取り組んでおり、1学級あたりの人数は、幼稚園で30人以下、小学校1年生～中学校1年生が35人以下、中学校2、3年生が40人以下を学級編成基準としています。
- 6 学習指導要領の改訂により、授業時数の確保が求められるなか、本市では、授業時数の確保を目的として、平成17年(2005年)度から、すべての幼稚園、小・中学校で二期制を採用しています。また、平成27年(2015年)度から、すべての中学校で夏季休業日の短縮を実施しています。
- 7 本市の学校給食は、各学校で実施している自校調理方式(4中学校、11小学校・10幼稚園)と大麻学校給食センターでの共同調理方式いわゆるセンター方式(1中学校・3小学校・幼稚園)により、すべての学校(園)で完全学校給食を実施しています。しかしながら、自校調理方式の調理場では、施設・設備の老朽化等の問題が生じていることから、今後も幼・小・中の完全学校給食を安定的に継続していくため、国の補助を受け、新学校給食センターの建設工事に着工しました。

平成29年(2017年)8月の稼働に向けて、運営体制や食材供給システム、配送先の学校の対応等について、総合的に検討し、準備を進める必要があります。

- 8 新給食センター移行後も引き続き、豊かでより質の高い、安全で安心な、しかも安価で安定した学校給食の提供に努めます。

また、学校給食を通じた食育の推進として、平成22年(2010年)9月より、毎月19日を「なると学校給食の日」と定めており、“給食発!ふるさとの味”をテーマに鳴門の特産物を使った料理や、徳島県の郷土料理を献立に取り入れるなど、地産地消に努めるとともに、地域の食文化や産業に理解を深めてもらう取り組みを進めています。

- 9 教育委員会に教育支援室を設置し、学校現場への教育支援を行っており、今後より一層の教育支援機能の整備充実が求められています。

教育研究所では、情報教育推進のためのコンピューターや情報機器の整備を行うとともに、外国語(活動)教育の推進を図るため、ALT(外国語指導助手)の確保に努めてきました。今後においても、ICTを活かした児童生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、学習指導要領改訂にともなう小学校外国語教育の早期化・教科化の全面実施や中学校英語の授業時数の増加を見越してALTの増員や運用体制の拡充を図る必要があります。

また、いじめや不登校については、人権や命に関わる極めて重大な問題であることから、その未然防止や早期発見、早期対応などの取り組みが重要です。本市が設置している適応指導教室(うず潮教室)では、教育相談や自立支援などの対応を図っていますが、今後も学校や保護者と積極的に連携・相談しながら、児童生徒の個々の状況に応じた効果的な取り組みを行っていく必要があります。

青少年センターでは、子どもたちが安全で安心して学び遊べる地域づくりを推進するため、地域安全ネットワークの構築や青少年の非行防止、更正指導や環境浄化に努めています。特に、子どもの安全確保対策については、関係諸機関との連携強化やボランティアによるスクールガード*の充実に努めるなど、地域で子どもを守るきめ細かな取り組みが重要となっています。

- 10 学校(園)施設については、昭和40年(1965年)代から昭和50年(1975年)代に建築された建物が全体の約80%に及び、老朽化が進んでいる状況となっています。

施設の耐震化については、これまでの取り組みの結果、平成22年(2010年)度末時点で52.2%であった小・中学校の耐震化率が、平成27年(2015年)度末時点では96.7%となり、未整備の施設も順次整備を進めているところです。

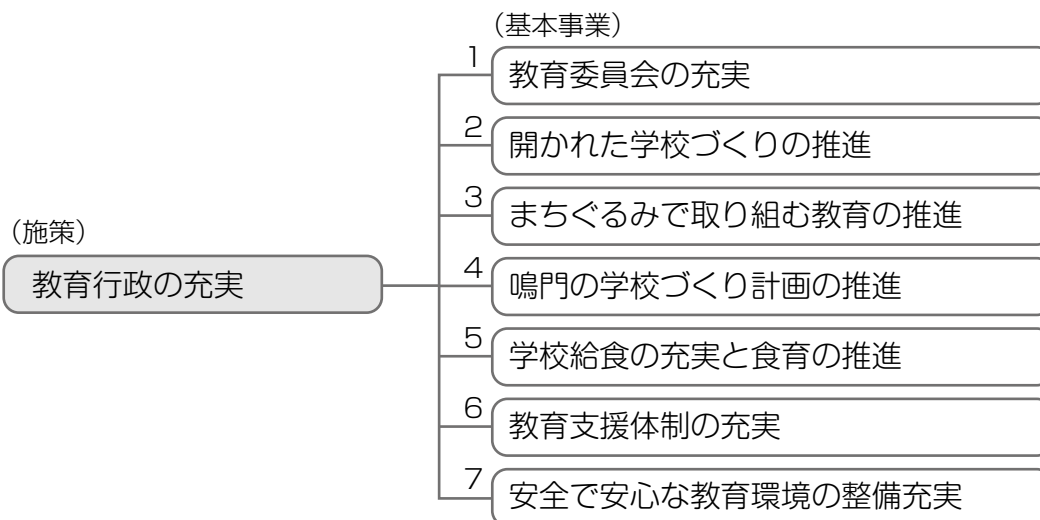
しかしながら、老朽施設の長寿命化や、トイレ環境の整備、エアコンの整備などの新たな課題に対し、国や県の支援策を有効に活用し、子どもたちが安全で安心できる教育環境の整備を進めていくことが急務となっています。

基本方針

地域に根ざした教育行政を展開するため、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図りながら、教育委員会の活性化を図ります。また、子どもたちに将来にわたって望ましい教育環境を提供するため、新たな「鳴門の学校づくり計画」に基づき学校(園)再編に取り組むとともに、家庭や学校地域との連携のもとで開かれた学校(園)づくりを進めます。

また、豊かでより質の高い、安全で安心な学校給食を実施し、食育と地産地消の推進に努めます。さらに、学校教育や社会教育における教育支援体制の構築を図るとともに、安全で安心な教育環境の整備充実を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 教育委員会の充実

(1)教育委員会の活性化

- ① 地方分権時代にふさわしい、より地域に根ざした教育行政を展開するため、保護者、地域住民、関係諸機関との連携、協力を図りながら、教育委員会の活性化に努めます。
- ② 教育行政に対する多様な意向を的確に把握するため、学校教育・社会教育などの教育関係団体等との意見交換等を行い、開かれた、信頼される教育委員会をめざした取り組みを推進します。

(2)教育委員会組織と指導體制の充実強化

- ① 教育委員会指導主事等の専門的職員の配置を充実します。
- ② 学校（園）の裁量権の拡充、事務等の合理化・負担軽減など、自主的な学校（園）運営の促進を図ります。

(3)教職員の人材確保と待遇の改善

県教育委員会に対し、有能な教職員の確保と適正な人事異動を強く要望するとともに、臨時教員の人材確保と待遇の改善に努めます。

2 開かれた学校づくりの推進

- ① 学校からの情報発信を充実し、開かれた学校づくりの推進のため、保護者や地域との交流を推進します。
- ② 学校評議員制度を通じて学校評価等を進め、教育活動を点検し運用体制の改善と教育活動の充実を図ります。
- ③ 教育活動その他の学校運営について積極的に情報を提供するとともに、自己評価及び学校関係者による評価を実施し、結果の公表と説明に努め、組織的継続的に教育活動の改善を図ります。
- ④ 開かれた学校づくりを推進するため、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できるコミュニティ・スクール*の研究を行います。

3 まちぐるみで取り組む教育の推進

- ① 学校や保護者、地域の意見をうかがいながら、学期制度のあり方や授業時数の確保のための取り組み、土曜授業の実施を検討します。
- ② 今後も県と連携して少人数学級を推進します。

- ③学校や地域の教育活動を支援するため、地域の人材や資源等を生かすことができるネットワークづくりを検討します。

4 鳴門の学校づくり計画の推進

- ①子どもたちが将来にわたってより質の高い教育を受けることができる計画とするよう、保護者や学校への理解を求めながら、鳴門の学校づくり計画の見直しを行います。
- ②公立幼稚園の再編については、私立保育所等の認定こども園への移行状況や将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者の意見もふまえながら、市全体の就学前教育・保育という観点から公立幼稚園のあり方について、検討を進めます。

5 学校給食の充実と食育の推進

(1)学校給食の充実改善

幼稚園、小・中学校の完全学校給食を今後も安定的に実施するため、総合的に市内の学校給食のあり方とその運営方法、実施体制を検討し、新学校給食センターの建設及び稼働への準備を着実に進めます。

(2)献立内容の充実と地産地消・食育の推進

- ①安全なアレルギー対応食の提供や、園児・児童・生徒の趣向や栄養バランスを考慮した給食の安定提供について、学校、関係機関が協議することで、給食内容の充実を図り、子どもたちの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進します。
- ②子どもたちが学校給食を通じて、より身近に地域の自然、食文化、産業等について関心を持ち、また、理解を深める事ができるよう鳴門の特産物を中心に地域の特産物を使った料理や、徳島県の郷土料理を学校給食の献立に取り入れ地産地消に積極的に取り組みます。なお、毎月19日を「なると学校食育の日」とし、給食献立を活用した食育を重点的に推進します。

6 教育支援体制の充実

(1)教育の情報化の推進

- ①電子黒板をはじめとするICT機器の整備・充実に努めるとともに「鳴門市教育の情報化推進協議会」による情報教育に関する研究・研修を一層促進します。
- ②学校におけるデジタルコンテンツの利活用を促進するとともに、ICTを活用した情報教育を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、インターネットやネットワーク利用における情報モラルやセキュリティについての教育を進めます。

(2)教職員研修及び教育研究の推進

教職員の研修環境、研修体制及び研修内容の充実に努めるとともに、教育内容や指導方法等の調査・研究を推進します。

(3)外国語指導助手招致事業の活用

外国語指導助手（ALT）の確保を図り、小学校外国語教育ならびに中学校英語教育の充実と国際理解教育のより一層の推進に努めます。

(4)不登校問題相談事業の充実

不登校については、その要因、背景が多様であることから、うず潮教室において、相談活動の充実を図り、早期対応を基本とし、学校や家庭と連携し、学校復帰を支援し、社会的自立に向けての取り組みを推進します。

(5)安全確保対策の推進

- ①各中学校区で補導員連絡協議会を組織し、地域ごとに計画的・組織的な防犯、補導活動に努めるとともに、鳴門警察署及び鳴門市防犯協会と連携し、各学校（園）での「誘拐防止教室」や「不審者侵入時対応訓練」等を実施します。
- ②保護者・学校・地域及び関係機関が不審者情報の共有を図り、事件や事故等の未然防止に努めるとともに、通学路等の安全点検を実施し、子どもの安全確保に努めます。

- ③登下校時の子どもの安全対策として、地域のボランティアの方々によるスクールガードリーダーや子ども見守り隊を小学校区単位で配置しており、今後さらに、その活動内容の充実と支援を行います。

(6)青少年の非行防止活動の推進

- ①学校や関係機関と連携を図り、効果的な補導活動を実施するとともに、問題のある児童生徒については、補導後も適切な継続指導に努め、生活習慣の確立や学校生活への早期復帰を支援します。
- ②青少年への有害図書等の回収ポストの設置などによる有害環境浄化活動の推進を図ります。
- ③活動概要「みちびき」や「ハマボウ」等の広報誌を通じ、非行防止や健全育成の広報活動を積極的に推進するとともに、「うずっ子ダイヤル」の活用など、子どもの悩みに対応できる相談体制づくりに努めます。

(7)学校と地域社会の連携による教育支援の充実

- ①学校現場を支援するため、保護者、スポーツ指導者、伝統文化継承者、さらに企業等の専門家など、地域住民の方々による教育ボランティア制度を導入・拡充します。
- ②家庭訪問や地区懇談会、地域ぐるみの学校行事、PTA 活動の活性化など、学校と地域の方々との交流をさらに深め、家庭や地域の教育力を高めるとともに、学校経営に生かした取り組みを推進します。
- ③総合学習を中心として、積極的に地域教材を取り入れるとともに、インターンシップ*やボランティア活動など、校外活動の充実を図ります。また、病院や老人ホーム、地域の団体などとの交流活動や地域の自然環境との関わりを大切にする取り組みを進めます。

7 安全で安心な教育環境の整備充実

(1)学校（園）施設の整備・充実

- ①学校（園）施設の耐震化については、窓ガラスや照明器具等の非構造部材も含めた未整備施設の耐震化対策工事の早期完了をめざします。
- ②学校施設の長寿命化計画を策定し、老朽施設の再生による効率的、効果的な整備を進めます。
- ③学校（園）に設置している大便器について、子ども達の生活スタイルの変化等に対応するため、洋式トイレの設置を進めるとともに、老朽化したトイレの環境改善のための改修を、計画的に推進します。
- ④夏場の厳しい暑さや冬の寒さから児童達の健康を守り、学習意欲の向上につなげることを目的に、市内小学校において日常的に使用する普通教室へのエアコンの設置を推進します。

(2)学校（園）の防犯対策整備の充実

不審者対策など学校の防犯強化のため、門扉・フェンス・防犯灯・防犯ブザー・緊急通報用インターホンなどの修繕・更新を行います。また、「防犯カメラとセンサーライト」の設置を計画的に推進します。

(3)子どもの健康・安全対策整備

衛生的で環境にやさしい施設の整備に努めるとともに、遊具や器具等について、点検・整備を行い、安心して活動できる環境づくりを進めます。

(2)学校教育 (①幼稚園教育)

02 幼稚園教育の充実

～元気な体と豊かな心を育てるまち～

現況と課題

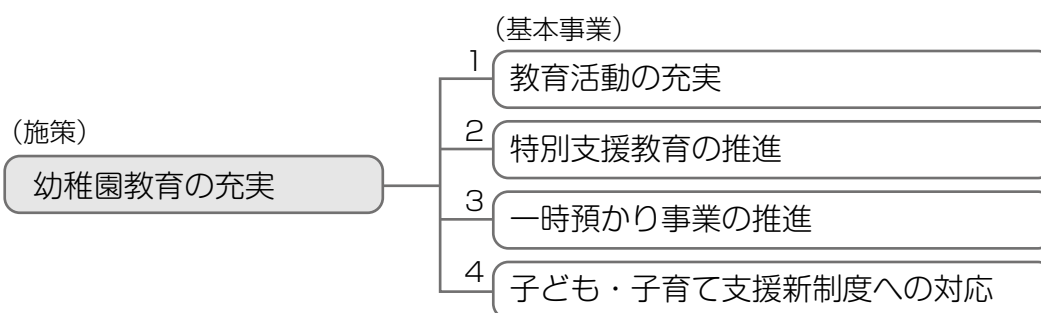
- 1 本市には、各小学校に併設された17の公立幼稚園（うち4園休園）と私立幼稚園が1園あり、市立幼稚園では、基本的に4・5歳児を対象とした2年保育を実施しています。平成28年（2016年）5月現在、園児数は703人で、4・5歳児の80%以上が就園しており、就学前教育の場として定着しています。
- 2 近年の急速な少子化や共働き世帯の増加といった社会構造の変化にともない、地域や保護者のニーズが多様化する一方、家庭や地域の教育力の低下も目立っています。こうしたなか、平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年（2015年）度より、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。本市においても、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが求められています。
- 3 少子化の進行により、公立幼稚園に就園している園児数は、昭和55年（1980年）度の2,006人から、平成28年（2016年）度には703人となり、約65%減少しており、今後さらに減少することが予測されています。このように将来、園の小規模化は一層進み、多様な教育活動を展開するうえで支障をきたすなど、幼稚園運営により深刻な課題が生じることが懸念されています。
- 4 文部科学省は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、平成20年（2008年）3月に「幼稚園教育要領」を告示し、①発達や学びの連続性をふまえた幼稚園教育の充実、②幼稚園生活と家庭生活の連続性をふまえた幼稚園教育の充実、③子育ての支援と預かり保育の充実の3点を今後のめざす方向性として示しました。こうした動向を受け、県においては、子ども・子育て支援新制度の趣旨である質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援の充実をふまえた幼児教育の充実を図るため、平成27年（2015年）3月に「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」を策定しています。
- 5 特別な支援を必要とする幼児に対し、早期から支援が行えるよう、早期発見に努めるとともに、すべての教職員が特別支援教育に関する専門性の向上を図り、幼児一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援を、計画的・組織的に行う必要があります。
- 6 また、幼稚園教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼稚園における「学び」の成果を小学校教育につなげていくことが重要です。このため、小学校や保育所、認定こども園との連携を深め、教員同士が相互理解を図りながら、発達や学びの連続性を見通しをもって接続期の教育課程のあり方を検討するなど、接続を円滑にすることが求められています。
- 7 県下に先駆けて、昭和57年（1982年）度から預かり保育（現・一時預かり事業）を

実施しています。現在、公立幼稚園の12園において、長期休業日も開設し約66%の園児が利用しており、土曜日も5園で開設しています。平成27年（2015年）度からは、子ども・子育て支援新制度への移行にともない、一時預かり事業として実施しています。

基本方針

一人ひとりが心豊かでたくましく生きる力の基礎を育むことができる就学前教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した子育て支援に取り組みます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 教育活動の充実

- ①子どもの発達段階に応じた計画的な教育活動を推進します。
- ②保育所、認定こども園、小学校、地域と連携し、子どもの発達段階に応じた課題等を共有し、スムーズな就学への取り組みを進めます。
- ③計画的な教員採用と臨時教員の適正配置に努めるとともに、研修等による教員の資質の向上を図ります。

2 特別支援教育の推進

「義務教育」の項（P.131）参照

3 一時預かり事業の推進

一時預かり事業や未就園幼児の親子登園等の取り組みを通じて、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

4 子ども・子育て支援新制度への対応

私立保育所等の認定こども園への移行状況や将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者の意見もふまえながら、市全体の就学前教育・保育という観点から公立幼稚園のあり方について、検討を進めます。

(2)学校教育 (②義務教育)

03 義務教育の充実

～質の高い教育を進めるまち～

現況と課題

- 1 平成 28 年（2016 年）5 月現在、本市には小学校 17 校（内 3 校は休校）、中学校 5 校と 1 分校があり、児童数は 2,649 人、生徒数は 1,455 人となっています。平成 37 年（2025 年）には、児童数が 2,329 人（約 12%減）、生徒数が 1,311 人（約 10%減）となることが予測され、今後も児童生徒数の減少が進みます。
- 2 平成 27 年（2015 年）度全国学力調査の本市の平均正答率は、国・県の平均正答率を下回っている教科があり、判断力や表現力、学習意欲、学習習慣の点で課題がみられます。また、自然体験・生活体験等、子どもたちの学びを支える体験が不足し、人やものに関わる力が低下しているなどの課題も明らかになっています。本市においては、小中学校教育において、基礎的な学力を身に付けることや、子ども自らが考え主体的に判断する学習が求められる一方、子どもの教育・能力向上のために習い事をさせる保護者も多く、学力向上への関心も高いことから、より一層の学力向上への取り組みが求められます。
- 3 グローバル化に代表される近年の社会構造の変化や、保護者の価値観の多様化、家庭や地域の変化にともない、学校教育に対する要請が多様で高度なものとなっています。子どもの個性や能力を重視した教育の実現、国際人材としての活躍や一人ひとりの社会的、職業的自立に向けたキャリア教育、不登校や特別な配慮を必要とする児童生徒に対するきめ細かな指導の充実等、社会の変化に柔軟に対応しながら、さらに学校教育の質を高めていく必要があります。
- 4 各学校・園では、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服する適切な指導及び必要な支援を行っています。今後、教育と福祉・保健・医療の関係機関等が連携を図りながら、障がいのある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行う必要があります。
- 5 東日本大震災の被害を目の当たりにし、かけがえのない命を守るため、学校施設の耐震化をはじめ、学校と家庭、地域が連携して災害の内容や規模に応じた避難訓練を行うなど、それぞれの地域の実情に即した防災対策が進められました。
しかし、平成 28 年（2016 年）熊本地震では、従来の想定を超えた被害が発生しており、本市においては、南海トラフ地震をはじめとする、自然災害やさまざまな危機的状況に備えるため、学校、家庭、地域が連携した取り組みを継続していくことにより、危機対応力を強化していく必要があります。
- 6 携帯電話やスマートフォンの普及により、子どもの安否確認が容易になるとともに、インターネットや情報通信機器の利用による学習効果が期待されています。その一方で、情

報通信機器を介した子ども同士のコミュニケーションのあり方が変容するなかで、大人の目の届かない所で、人間関係のもつれや、いじめ、事件や事故に巻き込まれる可能性の増加等の問題が指摘されています。このため、子どもたちが情報通信機器を適切に使用する能力を養うとともに、情報通信機器を使用するうえでどのような危険があるのかを教え、学校、家庭、地域での使用ルールづくりとその徹底を行っていく必要があります。

- 7 学校におけるいじめや不登校については、子どもの生命や人格形成に関わる重大な問題であり、未然防止と早期対応が必要です。また、地域と家庭の関わり合いの薄れ、保護者以外の大人に接する機会の減少等を背景とし、子どもが、思いやりやがまん強さに欠ける、あいさつができない、決まりが守れないなど、本市でも子どもの道徳心や公共心が低下していると感じる方が増えています。今後は子どもの道徳心や公共心育成について、家庭や学校での教育を確実にするとともに、子どもと地域の関わりを増やすこと等が求められます。
- 8 近年、板東俘虜収容所におけるドイツ人捕虜と市民の交流の歴史を伝える活動や、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地としての取り組み、また、渦潮や四国霊場八十八か所の世界遺産化への取り組み等、本市の歴史や文化を新たな地域資源として活用する取り組みが行われています。すべての人が地域の歴史や伝統、文化について学ぶなかで、郷土を誇りに思う心の育成や新たな地域資源を掘り起こすきっかけとしていくことが期待されます。

■児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）

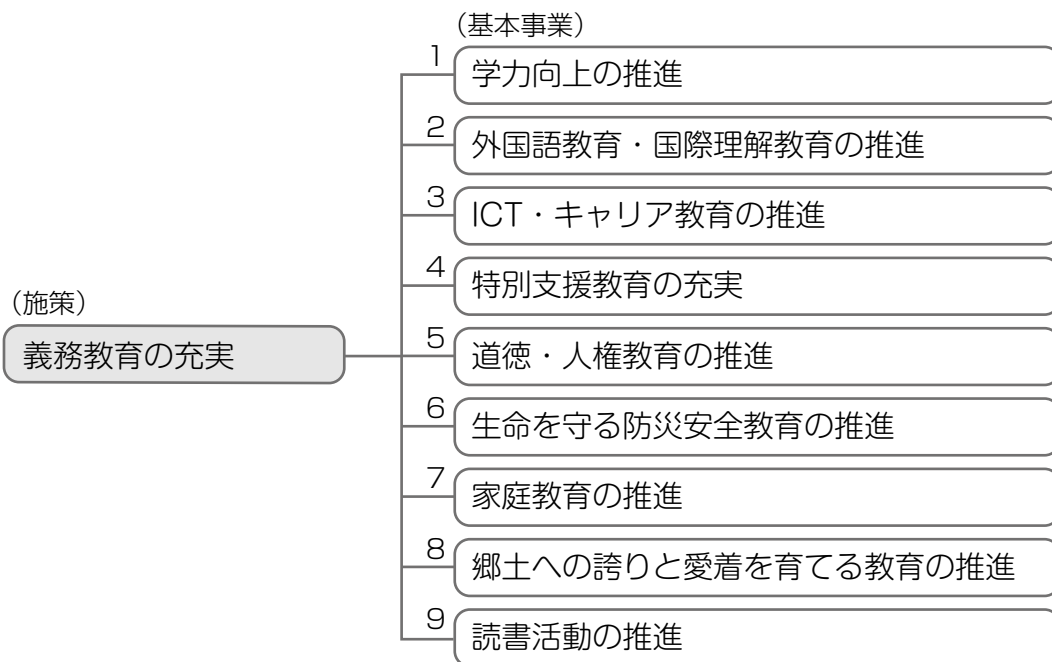
| | 小学校 | | | 中学校 | | |
|---------|-----------|-----|-------|-----|-----|-------|
| | 学校数 | 学級数 | 児童数 | 学校数 | 学級数 | 生徒数 |
| 平成 24 年 | 17 (休校 1) | 155 | 2,997 | 6 | 65 | 1,586 |
| 平成 25 年 | 17 (休校 1) | 155 | 2,881 | 6 | 62 | 1,547 |
| 平成 26 年 | 17 (休校 1) | 158 | 2,816 | 5 | 61 | 1,561 |
| 平成 27 年 | 17 (休校 3) | 148 | 2,704 | 5 | 64 | 1,545 |
| 平成 28 年 | 17 (休校 3) | 149 | 2,649 | 5 | 63 | 1,455 |

(資料：学校教育課)

基本方針

急速な社会の変化に柔軟に対応する力、自ら学び考える力を備えた子どもを育成し、子ども一人ひとりの発達段階や教育的ニーズに応じた教育の充実に努めます。また、自ら学び考える学習や多様な体験活動を通じて、子どもたちの将来の選択肢と可能性を拓げる学力の向上を推進します。さらに、人権尊重や行動を育てる人権教育に取り組むとともに、ふるさとへの誇りや愛着を育み、社会の発展に貢献する人材の育成をめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 学力向上の推進

- ①「全国学力・学習状況調査」や「徳島県学力ステップアップテスト」に参加し、調査結果を基にした課題把握と授業改善に取り組みます。
- ②学力向上実行プランに基づき、学校ごとに自らの教育活動の検証・改善を組織的に進めるとともに、教員の指導力向上を図ります。
- ③家庭学習の手引き等を活用し、家庭での学習支援と定着を図ります。
- ④学校関係者や有識者、市教育委員会で組織する鳴門市学力向上推進委員会を設置し、各学校が連携して情報収集や調査結果の分析を行うとともに、具体的な対策について研究を進め、全市一体となった取り組みを進めます。

2 外国語教育・国際理解教育の推進

- ①ALT（外国語指導助手）を市内幼稚園、小中学校に派遣し、国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。
- ②小中学校教員の指導力向上に向けた授業支援・研修等を実施します。
- ③中学生への英検受験料補助を行い、受験率の向上をめざします。
- ④意識調査や英語能力判定テストを通じた実態把握に努めるとともに、指導改善に生かします。
- ⑤研究指定校（地区）を設け、先行研究を進め、市全体の外国語教育の推進へとつなげます。
- ⑥小学校外国語活動の充実に向けて、外国語活動支援員等を配置し、豊かな授業づくりの充実に努めます。
- ⑦希望する学校に小学校外国語活動と中学校英検指導のサポートとして、鳴門教育大学

の学生サポーターを派遣します。

- ⑧児童生徒の意欲向上に資するため、海外で活躍する人の講演会やイングリッシュキャンプ等を実施します。

3 ICT・キャリア教育の推進

(1)ICT 教育の推進

- ①「わかる授業」を展開するための電子黒板等の ICT 機器の効果的な活用に関する取り組みを進めます。
- ②電子黒板や ICT 機器等、教育の情報化に対応した教育環境を構築し、鳴門教育大学と連携した校内研修、授業研究会等を支援します。
- ③教職員の情報教育機器活用能力の向上のため、訪問指導や授業支援を行います。
- ④インターネットやスマートフォンを使用するうえでの注意点や危険性を各家庭に周知するとともに家庭での使用ルールづくりを支援します。

(2)キャリア教育の推進

- ①各学校において、キャリア教育年間計画に基づき、学校全体でキャリア教育に取り組みます。
- ②職場体験、インターンシップ*等の体験活動を通じて、子どもたちのキャリア発達を促す教育を推進します。
- ③教職員に対して、キャリア教育の推進に向けた研修を行います。

4 特別支援教育の充実

- ①個別指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います。
- ②校内支援体制と教職員研修の充実を図るとともに、特別支援教育への理解を図るため家庭や地域への普及啓発を推進します。
- ③個別に特別な支援を要する幼児児童生徒に対し、学習や生活の支援を行う特別支援教育支援員、学生ボランティアによる特別支援教育サポーターを配置します。
- ④医師、大学教員等、各分野の専門家で組織する教育支援委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを活用し、保護者との相談を重視し早期支援に努めます。
- ⑤特別支援教育推進組織として、地域連携協議会を設置し、子どもの発達・教育相談会の開催、個別ケース会議、教職員研修等を実施します。

5 道徳・人権教育の推進

(1)道徳教育の推進

- ①道徳教育の全体教育に基づき、発達段階に応じた道徳教育を推進します。
- ②教育活動全体を通じて、子どもたちの豊かな情操を育てる教育と道徳教育の充実に努めます。
- ③教員の道徳教育への理解を深めるとともに、教員一人ひとりの指導力の向上を図ります。

(2)人権教育の推進

「人権」の項 (P.85) 参照

6 生命を守る防災安全教育の推進

- ①家庭や地域と連携した避難訓練を実施するなど、継続した防災安全教育を進めます。
- ②学校における危機管理マニュアルの整備や連絡体制の整備を引き続き実施します。
- ③通学中の児童生徒の安全確保のため、通学路の安全点検や通学中の見守り活動を実施します。

7 家庭教育の推進

- ①幼稚園、小学校、中学校のPTA家庭教育学級等において、保護者を対象とした家庭での子育てや家庭教育に関する学習活動を支援します。
- ②各学校において家庭学習の手引き等の周知啓発を行い、子どもの家庭学習を支援します。
- ③子育てに関する相談や支援を充実するとともに、経済的な理由により就学が困難な家庭の支援を行います。

8 郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進

- ①身近な自然や歴史、文化に親しむことにより、自分が住む地域のことをよく知り、大切に作る心を育て、豊かな人間性を育むとともに、社会の一員としての自覚を養います。
- ②小学生の阿波踊りの習得、中学校でのベートーヴェン「第九」交響曲の学習を進めます。
- ③「なると第九」については、「第九」アジア初演の地であるという歴史的背景や郷土の友愛の歴史を学ぶことにより、「第九」に親しみ、郷土の誇りとして後世に引き継ぐことができるよう、幼稚園、小学校、中学校と各発達段階に応じた学習を進めます。
- ④生涯学習まちづくり出前講座や各種学級等を通じた、郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進に努めます。

9 読書活動の推進

- ①すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境整備・充実に努めます。
- ②学校図書館サポーターと司書教諭の連携による読書活動の推進を図るとともに、学校での読書活動の充実に向け、学校司書の配置を含め学校図書館の充実に図ります。
- ③読書の生活化プロジェクトへの参加や全校一斉読書の推進等を通じて、児童生徒の読書活動の充実に図ります。



小学校へのALT派遣



「なると第九」学習発表会

(3)大学連携

04 大学連携の推進

～大学とともに学び、向上するまち～

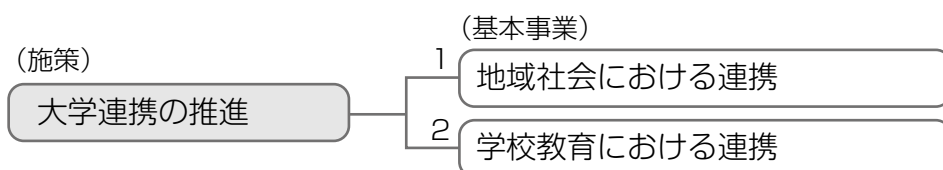
現況と課題

- 1 鳴門教育大学は、地域とともに歩む開かれた大学として、さまざまな分野で本市との交流・協力関係を築いてきました。
- 2 鳴門教育大学とはこれまでも、意向書や覚書を締結し、本市の教育及び教員養成に関わる諸問題への対応等を図るために、市教育委員会と大学が連携・協力して、次代を担うひとづくりを進めてきました。さらに、平成20年(2008年)には、「鳴門教育大学教職大学院」が設置され、連携協力協定を締結し、平成25年(2013年)2月に「鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定書」を締結しました。今後、鳴門市の学園都市化構想が現実のものとなるよう、鳴門教育大学とより深化した協力・連携関係を構築していかねばなりません。
- 3 また県内の徳島大学とは平成25年(2013年)度に、四国大学とは平成26年(2014年)度に連携協定を締結し、徳島文理大学等とも連携しながら、各種大学からさまざまな専門分野の協力を得て、事業実施や課題解決に向けた取り組みを行っています。
- 4 今後、時代の変化や多様化する市民ニーズに対応していくため、文化遺産及び歴史資料などの共同研究事業、インターンシップ*事業、特別支援教育サポーター、部活動等支援サポーター、協力校実習などの具体的活動や協力事業を通じ、各大学と連携を一層強化していくことが求められています。

基本方針

教育・文化・環境・国際交流・福祉など、さまざまな行政分野において、鳴門教育大学をはじめとする近隣の各大学の教育資源を活用し、より緊密な相互協力関係を築いていきます。また、本市の教育及び教員養成に関わる諸問題への対応や本市の学園都市化構想の実現を図るため、連携・協力して実践的な研究及び活動を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 地域社会における連携

(1)文化遺産及び歴史資料等の共同研究

本市のさまざまな文化遺産や歴史資料など、郷土の文化の大切さを子どもたちに教えるとともに、共同研究などについても検討し、地域文化の向上を図ります。

(2)生涯学習事業及び教育文化講演会等の開催

鳴門教育大学が提供する公開講座や教育・文化フォーラムなどのシンポジウム・講演会の開催を積極的に支援します。

(3)国際交流活動の推進

鳴門教育大学の外国人留学生が、各小学校を訪れ交流をするなど、国際交流活動の推進を支援します。

(4)各種審議会や委員会等への大学教員の参画

各種計画策定における審議会委員、研修会講師などに鳴門教育大学をはじめとする大学教員の参画を促進します。

(5)地域活動への参画

各大学が地域生活に密着した地域活動に積極的に参画するよう働きかけていきます。

2 学校教育における連携

(1)学園都市化構想の推進

①鳴門教育大学との連携のもと、学生による学習活動を支援する学習支援サポーター、特別支援教育サポーター、部活動等支援サポーター、中学校英検学生サポーター等の取り組みを進めます。

②児童図書室等の大学施設や教育支援講師等の派遣等、鳴門教育大学の教育資源を有効活用する取り組みを進めます。

③鳴門教育大学との連携について、市民への広報強化に取り組めます。

(2)校種間連携の推進

①各中学校区において、幼稚園、小中学校の円滑な接続が図られるよう、校区の実情に応じた連携を進めます。

②鳴門教育大学と連携しながら、幼稚園から小中学校までの11年間を見通した教育の制度化実現に向けた研究を行います。

③鳴門中学校区においては、鳴門教育大学との連携のもと、保育所、幼稚園、小中学校の連携の研究を行います。

④瀬戸中学校区においては、幼小中一貫教育に向けて、教員を対象とした研修会を行うなど、連携強化に取り組めます。

(1)生涯学習

01 生涯学習の推進

～みんなが学ぶことができるまち～

現況と課題

1 本市では、生涯学習に関わる事業として、高齢者学級や女性学級、成人学級をはじめとする各種学級のほか、さまざまな講座等を開設するとともに、社会教育団体の指導育成などを行っています。今後は、それらの生涯学習活動をより効果的に支援するため、学習グループのリーダー養成を推進し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学べる生涯学習社会の実現に向けた施策を展開していくことが求められています。

これまで生涯学習の推進は、個々人の趣味や教養を高めるためのさまざまな学習機会の提供や場の整備、情報提供などに重点が置かれてきた傾向にあります。今後、社会が急速に変化していくなかで、人々が心豊かに暮らしていくためには、自らの地域社会に目を向け、主体的に関わることができる人を育むとともに、学習で得た知識や技術を地域社会で生かし、自立や社会貢献を図ることのできる取り組みが求められています。また、さまざまな学習機会を通して、市民の人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた学習・啓発も進めていく必要があります。

2 少子化、高齢化が進む一方、情報化社会の進展など社会の変化にともない、生涯学習活動の拠点である公民館の果たす役割はますます大きくなってきています。本市では、大規模公民館9館、小規模公民館3館を拠点として生涯学習の推進に努めています。さらに、近年、市民の防災や環境問題への意識の高まりや地域自治活動の活性化にともなう住民のニーズに柔軟に対応するとともに、地域住民の自主的・自発的な活動の促進を図るため、平成16年(2004年)度から大規模公民館では各地区自治振興会やNPO法人*に公民館業務の一部を委託し、公民館の弾力的な運用を図り、地域に根ざした活動を展開しています。今後、さらに公民館の施設・設備の充実を図り、耐震性能の充実に努めるとともに、小規模公民館については地域住民の意見を尊重し、可能なものについては、集会所などそれぞれの役割にふさわしい施設として活用を図る必要があります。

3 娯楽や嗜好の多様化、社会環境などの変化にともない、青少年を取り巻く教育環境の悪化、家庭や地域社会の教育力の低下等が懸念されるなかで、青少年の規範意識や道徳心・自立心の低下といった深刻な状況が顕在化しています。

青少年の健全育成を図るためには、豊かな生活経験や自然体験を通してさまざまな人と関わり、人間関係を築く機会を持つことが重要であり、家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、それらの連携によってさまざまな活動機会を提供することが求められています。

本市においては、“地域で子どもを育てよう”のスローガンのもと、社会教育活動としての青少年の健全育成に関する市民の関心は最近特に高くなってきています。これらの市民活力を有効に活用し、その活動を支援するため、学習プログラムや指導者に関する情報提供や、地域の教育施設の有効活用を積極的に推進するとともに、指導者の育成を図ることが今後さらに重要となっています。

さらに、人権尊重社会の実現とあらゆる差別解消を担いする青少年を育成するため、さまざまな機会を通して人権教育・啓発を推進することが重要です。

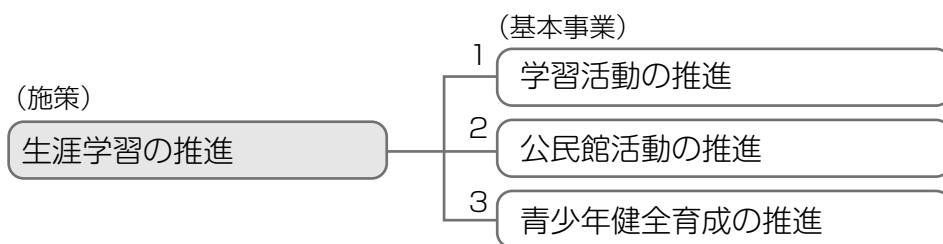
基本方針

市民の多様なニーズに合った幅広い学習機会の提供を図ることにより、市民の積極的な学習活動を促進し、人材の育成とともに、地域の教育力活性化に取り組みます。また、生涯学習活動を通して人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる学習の場において人権教育・啓発に努め、差別のない明るい社会を築いていきます。

公民館は、生涯学習とコミュニティ活動の中心的な役割を担い、「いつでも・どこでも・だれでも」自由に学べ、集えるよう、公民館の多機能化を推進し、“地域が公民館を育てる”という視点に立って、地域の人材を発掘し、指導者の育成とボランティア活動の促進に努めます。

次代を担う青少年を育成するため、地域社会と一体となって子育て環境を整備し、家庭教育学級の充実を支援するとともに、子どもたちの居場所づくりや体験活動、奉仕活動等の機会提供の充実に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 学習活動の推進

(1)指導者の育成

市民の生涯学習に関する相談・指導体制を強化するため、社会教育関係職員や社会教育指導員のコーディネート能力などの資質向上に努めるとともに、各種学級・講座や各社会教育団体のリーダー養成を支援するため、指導者研修などを充実します。

(2)社会教育団体の育成・支援

社会教育団体の活動をさらに活性化するため、各種機関・団体との連携を密にし、団体相互の協力体制や情報交換ネットワークの強化を図るとともに、団体活動の先進事例や講師に関する情報、活動財源に関する情報の提供に努めます。

(3)各種学級・講座の充実

市民による自主的かつ主体的な学習活動の充実・強化を図るとともに、多様な学習ニーズに応えるため、各種学級・講座や生涯学習まちづくり出前講座などの学習内容の充実と学習方法の改善を図ります。

(4)人権学習の推進

子どもから高齢者に至るまであらゆる年代層の学習機会を通して、市民の人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会の実現も視野に入れた人権学習を今後とも積極的に推進します。

2 公民館活動の推進

(1)施設の整備・充実

地域の生涯学習の拠点として、それぞれ地域に根ざした公民館活動が展開されていますが、その施設の多くが老朽化しており、住民のニーズに十分対応しきれていない面もあることから、今後、段階的に修繕等で施設・設備の改善を図るとともに、小規模公民館については、地域の実情を考慮し、可能なものについては集会所等それぞれ役割にふさわしい施設として使用できるよう検討していきます。

(2)公民館多機能化の推進

時代の進展とともに地域の実情も変化しており、多様化する地域住民のニーズに応えるため、今後は学習の中に身近な日常生活やまちづくりに関するもの、また、地域の実情に即した課題等を各種学級・講座に組み込み、公民館活動への参加者拡充を図るとともに、地域のコミュニティづくりを支援します。また、地域の各種団体や地域住民の参加を得て、公民館祭りや文化祭などを開催し、地域の連帯意識の高揚を図ります。

3 青少年健全育成の推進

(1)指導者の育成

子ども会指導者養成講座「杉の子学校」及び、各小学校地区でのリーダー研修会の充実を図ることで、子ども会や青少年育成団体の指導者研修に対する支援を強化します。また、高校生や青年リーダーの研修に努めることで、ボランティア精神を培い、次代の指導者の養成を促進します。

(2)青少年団体への支援

青少年団体への指導者の紹介、各種補助事業等の情報提供や申請手続き、各種交流事業などへの支援を行います。

(3)地域の教育力向上

「地域で子どもを育てる」をめざして、小学校校区ごとに地域の保護者や青少年育成団体等地域の方々の参画を得て、放課後や休日等に子どもたちがスポーツ・文化活動や学習、地域住民との交流活動を実施する「放課後子ども教室推進事業」を実施します。

(4)家庭の教育力向上

幼稚園・小・中学校の家庭教育活動が、より効果的に進めていけるように支援します。

(5)地域団体等の連携強化

社会教育団体・自治組織などと連携して、市内全体の青少年健全育成の強化に努めます。

(6)成人式の実施

若者が主体的に参画する成人式の実施について検討を行います。



杉の子学級（親子キャンプ）

(2)図書館

02 市民参加の図書館運営の推進

～読書に親しみ知識を深めるまち～

現況と課題

- 1 平成 13 年（2001 年）に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国や県の基本計画をもとに、本市においても平成 17 年（2005 年）3 月に「鳴門市子どもの読書活動推進計画」を、平成 22 年（2010 年）3 月に同計画の第二次推進計画、平成 28 年（2016 年）3 月に第三次推進計画を策定しました。子どものための読書推進は大きな課題であり、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境整備・充実に努め、子どもたちが豊かな心を育み、生涯にわたって読書に親しみ、自ら学ぶことのできる力の育成をめざす必要があります。
- 2 平成 27 年（2015 年）度より NPO 法人「ふくろうの森」に図書館業務委託を拡大実施し、市民参加による図書館運営をさらに進め、開館日や開館時間を増やすなどサービスの向上に努めています。また、迅速かつ的確な資料提供をめざし、平成 19 年（2007 年）2 月にインターネットによる蔵書検索や貸出予約が可能になりました。移動図書館車による巡回貸出や、視覚障がい者、高齢者の読書活動を支援するため、一般閲覧室に拡大読書機や自動読み取り機を導入するなど、すべての市民にとって利用しやすい図書館運営に努めています。
- 3 多様化する市民のニーズに的確かつ柔軟に対応し、市民の教養の向上や調査・研究などの活動に資するため、職員の図書館資料に関する知識を一層深めるとともに、利用状況を把握し、バランスの取れた蔵書構成と図書資料、視聴覚資料の整備・充実が必要です。さらに、紙媒体などによる資料・情報と新たにデジタル化された資料・情報を有機的に連携させた「ハイブリッド図書館*」として充実を図ることが望まれています。乳幼児から高齢者まで幅広い市民の読書活動を積極的に推進し、市立図書館が生涯学習の拠点として、豊かな人生を育むことをめざして蔵書の充実を図るとともに、各種文化団体との連携により文学教室や子ども体験活動、おはなし会活動などさまざまな教育・文化行事を開催するなど、図書館活動の活性化を図り、本市の教育と文化の振興に寄与することが求められています。

■図書館の状況

(単位：冊、人)

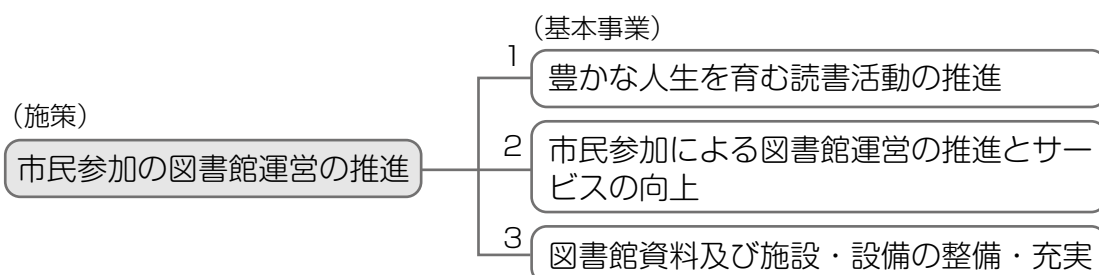
| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 蔵書数 | 207,119 | 211,715 | 217,100 | 219,236 | 223,350 |
| 貸出冊数 | 167,948 | 174,635 | 168,155 | 173,298 | 183,390 |

(資料：図書館)

基本方針

市民参加による図書館運営を推進し、市民の教養、調査、研究等の活動に資するため、図書館資料の一層の充実と整備を図ります。さらに、豊かな人生を育む読書活動を積極的に進めるとともに、NPO 法人*や各団体との連携により各種文化的行事を行い、本市の教育と文化の振興に寄与します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 豊かな人生を育む読書活動の推進

(1) 読書環境の整備

豊かな人生を育む読書活動を推進するため、読書環境等の整備を図り、子どもから大人まで、読書振興を図ります。

(2) 「鳴門市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」に基づいた読書活動の推進

- ① 保育所（園）・認定子ども園・幼稚園・学校・家庭・ボランティア団体等とより一層の連携を図り、図書館ウェブサイト「情報ひろば」を活用し、情報の共有化に努めます。
- ② 子どもの発達段階に応じた「おすすめ本」のリスト活用、乳児に絵本の読み聞かせの大切さを伝えるブックスタート事業の支援など、子どもの読書推進に努めます。

2 市民参加による図書館運営の推進とサービスの向上

(1) NPO 法人との協働による図書館運営の推進

- ① NPO 法人とともに、図書館運営の推進に取り組むため定期的に「鳴門市図書館運営連絡会」を開催し、利用しやすい図書館運営の充実を図ります。
- ② NPO 法人や各種文化団体と連携して、おはなし会、子ども体験活動、文学教室などの文化的行事の開催・支援を進めます。

(2) すべての市民にとって利用しやすい図書館運営の推進

- ① インターネットによる蔵書検索・貸出予約サービスの充実に努めます。
- ② 移動図書館車による図書館資料の貸出、読書相談活動など巡回サービスの向上を図ります。
- ③ 市民の意見を図書館運営に反映させるために、鳴門市図書館協議会委員会を開催し、利便性の高い図書館運営を進めます。

(3)効率的な管理運営

図書館の管理運営方法について、さらなる効率化に向けた検討を進め、利用者へのサービス向上を図ります。

3 図書館資料及び施設・設備の整備・充実

(1)バランスの取れた蔵書構成と、図書資料、視聴覚資料の整備・充実

- ①利用者の多様なニーズに応えるため、常に利用状況などを把握し、バランスのとれた蔵書構成に努めます。
- ②移動図書館用図書及び児童閲覧室の資料、視聴覚資料の充実と整備に努めます。
- ③郷土資料の収集と整備に努めます。

(2)市民の教養の向上や調査・研究のための支援の充実

- ①読書相談や図書館資料案内、電子メールなども活用した調査研究の支援を積極的に行い、地域を支える情報センターとしての役割を果たします。
- ②鳴門教育大学附属図書館や他の公共図書館との相互貸借により、幅広い図書の提供を行います。

(3)学校支援のための図書館有効活用の推進

読書支援及び調べ学習支援として図書館資料を提供するとともに、学校図書館主任や担当者、学校図書館サポーターと図書館職員の連携を図り、地域の公共図書館として学校図書館支援を一層推進し、子ども達の学力向上に寄与します。

(4)「ハイブリッド図書館」の推進

高度情報化社会に対応した図書館機能の充実を図るために、従来の書物・書籍資料などをベースにした図書館と電子資料を活用する機能をあわせもつ「ハイブリッド図書館」の推進に努めます。

(5)施設の整備

耐震化工事及び施設改修工事により、多機能化を図り、市民が集える図書館づくりに努めます。



図書館の本で調べる



図書館見学

後期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

(3)スポーツ・レクリエーション

03 生涯スポーツの振興

～みんなが身近にスポーツを楽しめるまち～

現況と課題

- 1 少子高齢化にともない、本市においても人口構造に大きな変化が進み、学校体育、競技スポーツ等における競技人口の減少が見られる一方、生涯スポーツに対し市民の関心は極めて高く、自らの体力づくり、健康管理のためスポーツ・レクリエーション活動のニーズも多様化、多世代化しています。しかし、スポーツの拠点となる施設等の老朽化等による環境整備が遅れていることなどから、市民に対してスポーツを行う機会の提供が十分にできていない現状があります。こうしたことから、本市の競技・生涯スポーツを推進する施策として、計画的な各体育施設の整備が求められています。
- 2 適度に体を動かしたり、ウォーキングや太極拳などの有酸素運動をすることは、生活習慣病の予防や寝たきり防止に役立つと多くの市民が理解してきています。また、市民総参加型スポーツイベントを通じて市民が交流を深めていくことは、市民相互の新たな連携を促進するとともに、一つの目標に向かって、ともに努力し達成感を味わうことにつながり、市民が地域に誇りと愛着を感じるほか、地域の一体感や連帯感などの活力を醸成し、人間関係の希薄化の改善や地域社会の再生にもつながると期待されてきています。
- 3 生涯スポーツ社会の実現をめざし、子どもから高齢者までだれもがスポーツの体験、多世代間の交流、親睦を図りながら、いろいろなスポーツ活動を実践することで自らの体力づくりや健康管理、また、技術の取得・向上に励むことができる総合型地域スポーツクラブの定着を促進する必要があります。

■社会体育施設の利用状況

(単位：人)

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 鳴門勤労者体育センター | 10,013 | 10,333 | 13,007 | 14,186 | 13,896 |
| 鳴門市体操場 | 13,256 | 12,834 | 13,141 | 12,542 | 13,087 |
| 鳴門市市民会館 | 20,355 | 25,243 | 22,722 | 18,745 | 25,885 |
| 鳴門市総合運動場 | 8,447 | 7,176 | 7,738 | 6,882 | 9,519 |

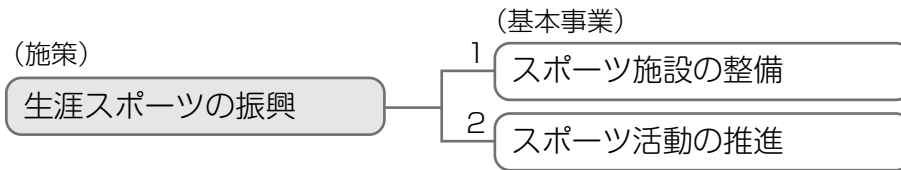
(資料：体育振興室)

基本方針

本格的な高齢社会の到来により、生涯スポーツの重要性が高まるなか、子どもから高齢者、障がいのある人、だれもがともに、それぞれの体力や年齢、興味、関心、技術の向上など、目的に応じて、「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現をめざします。

また、平成 27 年（2015 年）2 月に策定した「鳴門市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの推進や体育協会加盟団体等とともに各競技指導者の育成と確保を図りながら、競技力の向上をめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 スポーツ施設の整備

(1) 体育施設の整備

- ①既存の体育施設等の維持管理を図りながら有効利用に努めます。
- ②生涯スポーツの拠点となる各種体育施設の整備について検討を進めます。

(2) 学校体育施設等の開放

学校施設を地域住民に積極的に開放し、生涯スポーツの推進を図ります。

2 スポーツ活動の推進

(1) 生涯スポーツの推進

- ①市民のだれもがそれぞれの年齢・体力・趣味・目的に応じたスポーツ活動に取り組むことができるよう、総合型地域スポーツクラブ等の支援を進めます。
- ②スポーツ推進員を育成・活用し、子どもから高齢者まで楽しめるスポーツ・レクリエーション等の普及を図ります。

(2) 各種スポーツ大会の充実

鳴門市体育協会加盟競技団体主催による市民体育祭、鳴門クロスカントリー大会、スポーツ少年団スポーツ大会、各種スポーツ大会の開催や支援を積極的に行い、競技力の向上や生涯スポーツの推進を図ります。

(3) 競技力の向上及び有能な指導者・選手の育成

各競技における競技力の向上を図るため、体育協会と連携し有能な指導者の確保に努めるとともに、各種のスポーツ教室を定期的で開催し、有能な選手の発掘・育成強化に取り組めます。

(4) 市民総参加型スポーツイベントの実施

多くの市民が手軽で気軽に取り組めるスポーツなどの機会をつくり、心身のリフレッシュを図り、健康づくりや体力の増進を図るとともに、市民の一体感の醸成を図ります。

(4)文化振興

04 暮らしの中で文化と創造が息づくまちづくりの推進

～暮らしの中で文化が息づくまち～

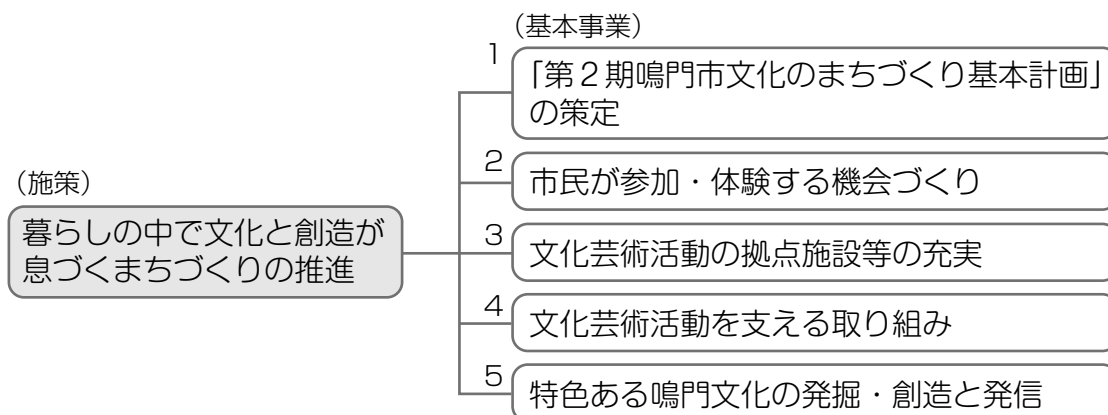
現況と課題

- 1 本市では、文化施策を総合的かつ計画的に推進することで、暮らしの中で文化と創造が息つき、豊かで活力のある鳴門市の未来を拓くことを目的として、平成18年(2006年)12月に「鳴門市文化のまちづくり条例」を制定しました。平成20年(2008年)3月には、文化振興の指針となる「鳴門市文化のまちづくり基本計画」を策定し、文化のまちづくりをめざした取り組みを進めています。
- 2 平成28年(2016年)5月現在、86団体が加盟している、県内でも有数の伝統と実績を誇る鳴門市文化協会と連携し、芸術祭(文化展・市展・芸能祭・市民文芸の発刊)の開催や市民ギャラリー展の開設など、市民の文化芸術の発表と鑑賞の場を提供し、その活動を支援してきました。また、文化芸術のすそ野を拡大するため、各種文化講座を開催し、幅広く市民が活動に参加する機会の提供に努めてきました。今後、市民による文化芸術活動をより一層活発なものにするためには、「文化のまちづくり基本計画」に基づき、市民の自主性・創造性を尊重し、広く市民や文化関係者の意見を反映しながら、市民がさまざまな活動を行うための機会の提供や文化活動を担う人材・団体の支援を進める必要があります。さらに、情報収集と発信、地域の伝統文化などの継承と発展といった多様な施策を、市民等との協働により推進することが必要です。
- 3 文化会館については、平成24年(2012年)4月から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活かした積極的な営業活動や機敏かつ柔軟な運営による稼働率の向上、さらには指定管理者の創意工夫による会館事業の充実を図っているところです。
 今後も文化会館の活性化を推進するとともに、文化会館を拠点としてこれまで培ってきた市民の舞台芸術活動が継続的に充実・発展できるよう支援する必要があります。
 一方、文化芸術振興の中核拠点として築後34年が経過し、文化会館の舞台・音響・照明等既存施設の老朽化が進んでおり、定期的な施設の保守整備を図るとともに、耐震診断の結果をふまえ、早期に大規模改修等を検討する必要があります。
- 4 賀川豊彦記念館は、福祉活動や平和運動で、世界的に活躍した「賀川豊彦」の業績を顕彰するために平成14年(2002年)3月に建設されました。平成18年(2006年)度からは指定管理者による管理運営を行っており、平成24年(2012年)度からは、ドイツ館との一体管理による指定管理に移行し、運営の効率化やサービスの向上を図っています。

基本方針

「鳴門市文化のまちづくり基本計画」に基づき、市民の自主性・創造性を尊重し、広く市民や文化関係者の意見を反映しながら、多様な鳴門の文化を保護・発展させるとともに、その成果を経済活動や学術研究・社会生活などに活かし、まち全体の活性化を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 「第2期鳴門市文化のまちづくり基本計画」の策定

本市の文化振興の指針である「鳴門市文化のまちづくり基本計画」は、計画期間が平成29年（2017年）度までであるため、第2期となる新たな計画を策定し、市民との協働による文化のまちづくりを推進します。

2 市民が参加・体験する機会づくり

(1)市民が気軽に参加できる文化行事の開催

鳴門市文化協会とともに芸術祭（市展・文化展・芸能祭・市民文芸誌発刊）や市民ギャラリー展を開催するなど、市民が気軽に発表や鑑賞、体験ができる機会を提供し、市民の文化芸術への親しみや理解・関心を高めます。

(2)産学官民の連携による文化芸術活動の機会づくり

- ①各種文化団体の指導者などによる幅広い分野での講座の開設など、市民が文化芸術に親しむとともに学習する場を提供します。
- ②子どもから高齢者、障がい者など、あらゆる人々がさまざまな文化芸術と触れあう機会の充実に努めます。
- ③市民が質の高い文化芸術に接する機会を提供します。

(3)文化情報の収集と発信

発表会・公演・個展などの文化行事や文化団体等のお知らせ・募集などの文化情報を幅広く収集し、インターネットや広報誌などを通じて発信することにより、市民の文化芸術活動への参加促進を図ります。

3 文化芸術活動の拠点施設等の充実

(1)文化会館の安定的・継続的運営の確保

- ①適切な管理運営を行えるよう指定管理者を指導するとともに、民間の経験を活かした積極的な営業活動や機敏かつ柔軟な運営による稼働率の向上、指定管理者の創意工夫による会館事業の充実に取り組み、文化会館の活性化を図ります。
- ②施設・設備の現状をふまえ、将来にわたって本市の文化芸術活動の拠点施設として市

民のニーズに応えられるよう、耐震診断の結果をふまえ、大規模改修等の検討を行い、継続的に運営ができる環境整備を進めます。

- ③文化庁やNHKなどに働きかけ、幅広い芸術劇場やワークショップ、優れた舞台芸術や公開番組を招へい・共催するなど、指定管理者と連携して文化会館の知名度向上と市民の文化芸術を楽しむ機会の充実を図ります。

(2)既存施設等の活用

文化芸術活動の場として活用の可能な公共施設について必要な環境整備をめざすとともに、民間事業者等との連携のもと、活用が可能な民間施設についても、施設の利用に関する情報の提供に努めます。

4 文化芸術活動を支える取り組み

(1)文化芸術活動を担う人材及び団体の支援

市民や団体主催のイベント開催時に音響・照明・映像機器等の貸し出しを行うほか、文化芸術に携わる人材や団体の活動を支援します。

(2)文化芸術活動を支える仕組みづくり

文化行事の準備や運営をサポートする文化ボランティアの育成や、企業等による文化的地域貢献活動、優れた文化活動に対する顕彰制度など、文化芸術活動を支える仕組みづくりに取り組みます。

5 特色ある鳴門文化の発掘・創造と発信

(1)鳴門に息づく文化芸術の発掘と創造

- ①鳴門の歴史や風土に育まれた地域文化を発掘・再認識するとともに、新たな文化芸術の担い手や分野を開拓し、個性あふれる鳴門文化として情報発信します。
②鳴門市史現代編の発刊に向けて、歴史資料の収集など編さんの準備を行います。

(2)鳴門市文化月間

鳴門市文化月間（5月15日から1か月間）は、鳴門市文化展や「第九」演奏会をはじめ魅力的な文化行事の開催をめざすとともに、協賛のイベントを募集し、幅広く情報発信することで、市民との協働による文化振興を推進します。

(3)文化的な景観や環境の保全と創造

豊かな自然や古くから残る町並みなどの美しい、趣のある景観は文化を育む貴重な資源であることから、その保全及び再生に努めます。また、ドイツとの交流など本市の文化的特性を広場や道路をはじめとするまちづくりに活かし、市民と協働して新たな景観を創造することで、鳴門らしい文化の薫り漂う環境づくりをめざします。

(4)文化芸術の地域での活用

市民の創作物の商品化やデザインのまちづくりへの活用など、文化芸術活動の成果や特色ある鳴門文化が地域の活性化に繋がるよう、さまざまな分野の関係者から意見・協力を得ながら支援を行っていきます。